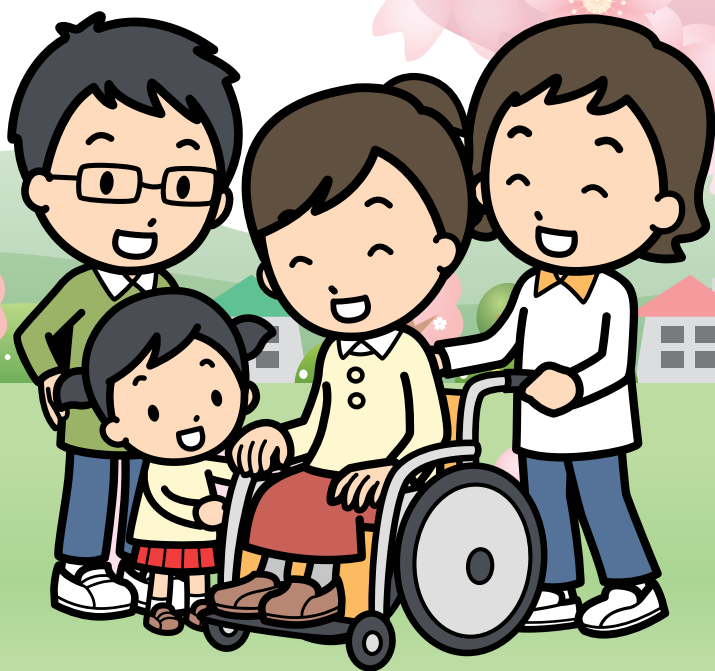


なは障がい者プラン

第5次那覇市障がい者計画
第6期那覇市障がい福祉計画
第2期那覇市障がい児福祉計画



令和3年3月
那 覇 市

目 次

第1章 はじめに.....	1
I 計画策定の背景と趣旨.....	1
II 計画の性格と根拠.....	2
(1)計画の性格と根拠.....	2
(2)SDGsの推進.....	3
III 計画の期間.....	4
IV 計画の対象.....	4
第2章 障がい者計画.....	5
I 基本理念.....	5
II 計画の基本的視点.....	7
(1)障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援.....	7
(2)社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上.....	7
(3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援.....	8
(4)障がい特性等に配慮したきめ細かい支援.....	8
(5)複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に対するきめ細かい支援.....	8
(6)総合的かつ計画的な取組の推進.....	8
III 基本目標.....	9
基本目標1 障がいのある人もない人も共に支え合う安心のまちづくり.....	9
基本目標2 障がいのある人の暮らしを支える基盤づくり.....	9
基本目標3 障がいのある人がいきいきと活躍できる環境づくり.....	9
IV 施策体系.....	11
V 具体的な取組.....	13
基本目標1 障がいのある人もない人も共に支え合う安心のまちづくり.....	13
1 障がいのある人の権利擁護の推進.....	13
(1)障がいを理由とする差別の解消・虐待の防止.....	13
(2)成年後見制度等の利用支援.....	15
2 障がいのある人への理解の促進.....	16
(1)福祉教育・広報啓発活動の推進.....	16
(2)障がいのある人を支える地域づくりの推進.....	17
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	18
(1)情報アクセシビリティの向上.....	18
(2)情報提供の充実.....	19
(3)意思疎通支援の充実.....	19
4 防災、防犯等の推進.....	20
(1)防災・災害対策等の充実.....	20
(2)感染症対策の充実.....	21
(3)防犯対策の充実.....	22
(4)消費者保護対策の充実.....	22

5 人にやさしいまちづくりの推進.....	23
(1)福祉のまちづくりの推進.....	23
(2)移動支援の充実.....	25
基本目標2 障がいのある人の暮らしを支える基盤づくり.....	26
1 保健・医療の推進.....	26
(1)障がいのある人に対する保健・医療サービス等の充実.....	26
(2)疾病等の予防と早期からの対応.....	27
(3)精神保健及び難病患者への支援の推進.....	28
2 療育と教育の充実.....	29
(1)療育・保育・幼児教育の充実.....	29
(2)インクルーシブ教育システムの推進.....	30
3 自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	32
(1)相談体制・相談支援機能の充実.....	32
(2)障害福祉サービス等の充実.....	34
(3)障がいのある子どもに対する支援の充実.....	36
(4)地域生活支援事業関連のサービスの充実.....	37
(5)経済的援助の周知.....	39
4 地域移行の推進及び住まいの確保・充実.....	40
(1)地域移行に向けた支援の推進.....	40
(2)多様な住まいの確保・充実.....	41
基本目標3 障がいのある人がいきいきと活躍できる環境づくり.....	43
1 雇用・就業等の支援.....	43
(1)一般就労への移行支援・福祉的就労に対する支援.....	43
(2)雇用の促進.....	45
2 社会参加の促進.....	46
(1)スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動等の充実.....	46
(2)地域活動・社会貢献活動への参加促進.....	47
第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	49
1 手帳所持者等の状況.....	49
(1)身体障害者手帳.....	49
(2)療育手帳.....	49
(3)精神障害者保健福祉手帳.....	50
(4)病類別自立支援医療(精神通院).....	50
(5)特定医療費(指定難病)に係る医療受給者証.....	50
2 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の利用状況.....	51
(1)障害福祉サービス利用状況.....	51
(2)計画相談支援利用状況.....	52
(3)障がい児通所支援利用状況.....	52
(4)障がい児相談支援利用状況.....	52
3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の成果目標達成状況.....	53

4 令和5年度の成果目標	54
(1)福祉施設から地域生活への移行促進	54
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	55
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	55
(4)福祉施設利用者の一般就労への移行等	56
(5)障がい児支援の提供体制の整備等	58
(6)相談支援体制の充実・強化等	59
(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	60
5 障害福祉サービス等について	61
(1)障害支援区分認定等事務	61
(2)訪問系サービス	62
(3)日中活動系サービス	65
(4)居住系サービス	72
(5)相談支援サービス	74
6 児童福祉法に基づくサービス等について	76
(1)障害児通所支援	76
(2)障害児相談支援	79
7 発達障がい者(児)への支援	80
(1)発達障がい者(児)及び家族等への支援体制の確保	80
8 地域生活支援事業等について	81
(1)理解促進研修・啓発事業	81
(2)自発的活動支援事業	82
(3)相談支援事業	83
(4)成年後見制度利用支援事業	84
(5)成年後見制度法人後見支援事業	85
(6)意思疎通支援事業	85
(7)日常生活用具給付事業	86
(8)手話奉仕員及び手話通訳者養成研修事業	87
(9)移動支援	88
(10)地域活動支援センター機能強化事業	89
(11)専門性の高い意志疎通支援を行う者の養成研修事業	90
(12)専門性の高い意志疎通支援を行う者の派遣事業	92
(13)福祉ホーム事業	93
(14)訪問入浴サービス事業	94
(15)日中一時支援事業	94
(16)地域移行のための安心生活支援(居住体験事業)	95
(17)スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	95
(18)芸術・文化講座開催等事業	96
(19)点字・声の広報等発行事業	97
(20)障害者虐待防止対策支援事業(地域生活支援促進事業)	98

(21)自動車運転免許取得・改造助成事業	99
(22)発達障がい者サポート事業	100
9 地域生活支援事業以外の事業等について	101
(1)那覇市ジョブサポーター等派遣事業	101
(2)那覇市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について	101
第4章 推進に向けて	103
1 推進体制の充実	103
2 PDCAサイクルによる進行管理	104
資 料	105
1 アンケート調査の概要	105
(1)調査の目的	105
(2)調査の対象	105
(3)調査の方法及び調査の実施時期	105
(4)配布・回収の結果	105
2 団体ヒアリングの概要	106
(1)目的	106
(2)手法及び回答団体数	106
3 事業者ヒアリングの概要	106
(1)目的	106
(2)手法及び回答事業者数	106
4 第4次那覇市障がい者計画のまとめ	107
(1)障がいのある人もない人も共に支え合う安心のまちづくり	107
(2)障がいのある方の暮らしと成長を支える基盤づくり	113
(3)障がいのある方がいきいきと活躍できる環境づくり	117
5 ワーキンググループによる検討・協議	119
6 策定の経緯	125
7 計画策定の体制	127
8 用語解説	141



第1章

はじめに

第1章 はじめに

I 計画策定の背景と趣旨

近年、国では、障がい者の権利及び尊厳を保護及び促進する観点から、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の意義を認め、平成19年の署名以降、同条約締結に向けた国内法の整備を進めてきました。平成23年には「障害者基本法」を改正し、平成24年には「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」と改称し改正、さらに平成25年には、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とするあらゆる差別（社会的障壁）の解消を図るため、国や事業者に合理的配慮の提供（行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務）を求める「障害者差別解消法」を制定しています。このような国内法の整備を経て、平成26年1月に「障害者権利条約」が批准されました。これを受け、国では、平成30年3月に「障害者権利条約」との整合性を図り「障害者基本計画（第4次）」を策定しています。

また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、障がい福祉を含めた、地域全体で取組を推進していくことが示されています。

沖縄県では、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」を平成26年4月1日より施行しており、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関しての基本理念を定めるとともに、県の責務・県民の役割の明確化や、障がいを理由とする差別の禁止などを定めるなど、全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指しています。

併せて、平成26年度から令和3年度を計画期間とする「第4次沖縄県障害者基本計画」の中で、障がい者が地域社会の一員として、いきいきと暮らすことのできる社会、障がい者が自らの意思で望む生き方、を実現できる社会の構築を掲げています。

本市においては、「障害者基本法」の理念のもと、障がい者のための施策に関する基本的な計画となる「なは障がい者プラン」を平成10年3月に策定し、理念の実現に向けて取り組んできました。

本計画は、前述の国や県の動き・考え方を踏まえ、新たな計画の策定へ向け、地域に住む障がいのある人本人や障がい者団体などのニーズ把握、各種障がい者施策の実施状況の点検などにより課題を整理し、「なは障がい者プラン」（第5次那覇市障がい者計画及び第6期那覇市障がい福祉計画・第2期那覇市障がい児福祉計画）を取りまとめ、「地域共生社会」の実現をめざすとともに、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

Ⅱ 計画の性格と根拠

（１）計画の性格と根拠

本計画は「那覇市障がい者計画」、「那覇市障がい福祉計画」、「那覇市障がい児福祉計画」から構成されます。

「那覇市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）です。

「障害者基本法」では、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに尊重し合いながら共生する社会を実現するための基本原則を定め国や地方公共団体の責務を明らかにすること、障害者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進すること、が目的とされています。

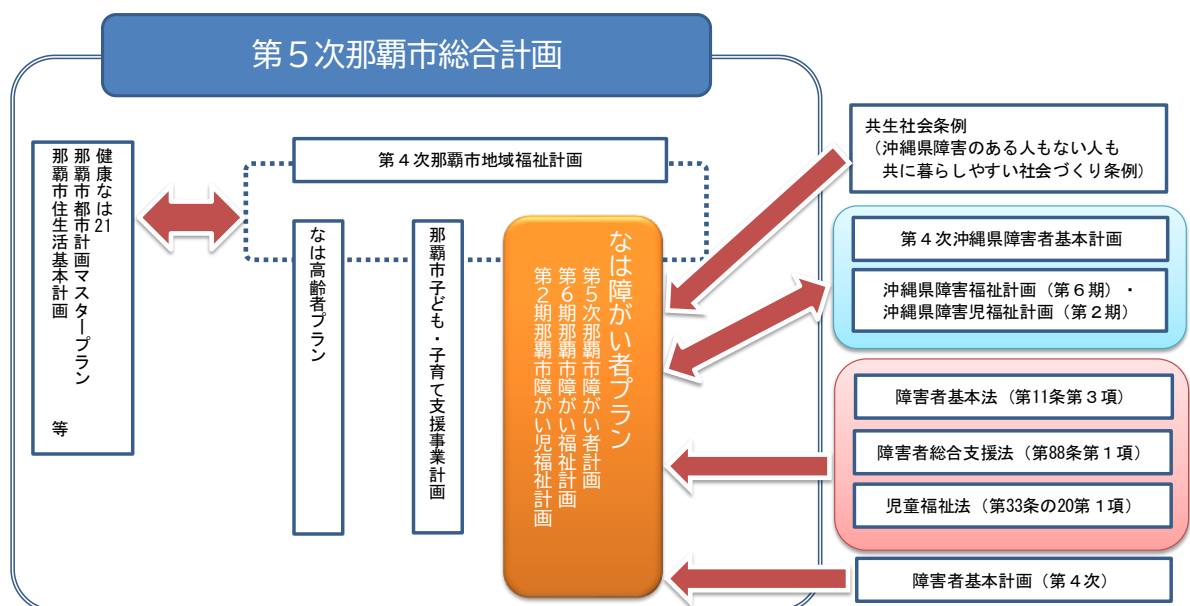
「那覇市障がい者計画」は、障害者基本法の目的実現に向けた、本市における障がい福祉に関する、保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報などあらゆる分野にまたがる総合的な計画です。

「那覇市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、令和5年度までの目標及び障害福祉サービスなどの見込み量について定めるものです。

「那覇市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、令和5年度までの、障害児通所支援及び障害児相談支援などの提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めるものです。

また、本計画は、「第5次那覇市総合計画」、「第4次那覇市地域福祉計画」を上位計画とし、障がい者福祉の視点から施策を推進する計画として位置づけ、関連計画である「なは高齢者プラン」、「なは子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、国・県の関連計画とも整合性と調和を図りながら策定しています。

◆各計画との関係



(2) SDGsの推進

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた目標で、17 のゴールと 169 のターゲットが示されています。

経済、社会、環境の課題を統合的に解決するため、国際社会全体がそれぞれの責任と役割において行動していくための「道しるべ」として定められ、その基本理念には、世界中の誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の形成が掲げられています。

SDGs が掲げるゴールは、障がいのある人を含めた「誰一人取り残さない」ことであり、17 のゴールのうち下記 6 つは本計画の取組にも通じるものと考えられます。よって、本計画の目指す「地域共生社会」の実現を通じて、SDGs のゴール達成にも貢献できるよう、着実に計画を推進していきます。



すべての人に健康と福祉を



質の高い教育をみんなに



働きがいも経済成長も



人や国の不平等をなくそう



住み続けられるまちづくりを



平和と公正をすべての人に

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国際連合広報センター

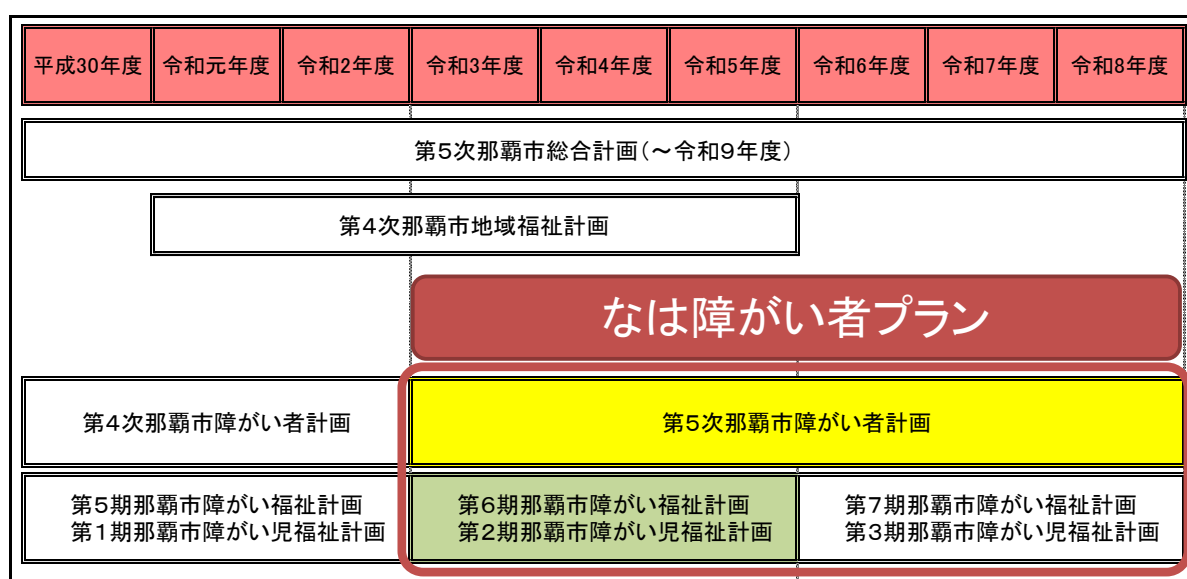
Ⅲ 計画の期間

本計画の期間は、令和３年度から令和８年度までの６年間とします。

なお、「なは障がい者プラン」のうち「第５次那覇市障がい者計画」の計画期間は、令和３年度から令和８年度までの６年間、「第６期那覇市障がい福祉計画・第２期那覇市障がい児福祉計画」は、令和３年度から令和５年度までの３年間とし令和５年度中に見直します。

また、国及び県の障がい者施策の状況や社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

◆計画の期間



Ⅳ 計画の対象

本計画は、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病などがあるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象としていきます。

また、支援者や家族、地域なども含め、広く市民との協働のもと、計画の実現を図るものです。



第2章

障がい者計画

第2章 障がい者計画

I 基本理念

本市における障がいのある人のためのまちづくりの目標は、障がいのある人が生まれた地域で育ち、学び、働き、暮らしていくことのできる社会の実現です。それは、障がいの有無にかかわらず、個々人が生涯を通して地域社会の中でごく普通に生活していくことができる社会であり、あらゆる市民が共に生きる社会です。

そのためには、障がいを理由とする差別や虐待のない社会の中で、障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重され、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して実施される必要があります。

また、乳幼児期の発達支援や保育・特別支援教育、就労支援、親なき後の暮らしの場など、ライフステージごとに必要とされる支援に適切に対応していくとともに、日常の生活から災害時における要配慮者支援など、暮らしやすい社会の構築を進めていく必要があります。

こうした社会の実現に向け、障がいのある人もない人も、共に自らの能力を最大限発揮し、多様な個性が輝くまちをめざしていくものとします。

そのため、本プランにおける基本理念を、

障がいのある人もない人も、

共に輝き暮らしやすいまち、なはをめざして

うまんちゅとともに・うまんちゅのために・まじゅんちばらな

と定め、市民・地域社会・行政の共通目標としていきます。

〈うまんちゅと ともに〉

市民にとって暮らしやすい社会とは、みんなが地域のなかで育ち、学び、働き、暮らしていくことができる社会です。それは、障がいのある、なしにかかわらず、あらゆる市民がお互いを理解し、権利を尊重しながらともに支えあうしくみをもつ社会です。

〈うまんちゅの ために〉

私たちは、新しい命が生まれるときから、事故や病気やあるいは老化などにより、障がいが身近な問題となる可能性があります。ですから、障がいのある人が、うまんちゅとともに普通に生きていける社会は、一部の人だけのための目標ではなく、ニーズのあるすべての市民のための目標なのです。

〈まじゅん ちばらな〉－みんなでがんばろう－

そのためには、障がいのある、なしにかかわらず、お互いを認め合いながら、ありのままに受け入れることができる環境を、みんなで築くことが大切です。障がいのある人一人ひとりが、自分の意志でみんなとともに生き生きと生きることが最も大事なことです。障がいのある人のそういう生き方にふれる中で、地域の人々は互いに影響を受けながら、理解し尊重しあっています。それがあたりまえになる社会の実現に向けて、みんなですすんで行きましょう。

Ⅱ 計画の基本的視点

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現を目指して、国の障害者基本計画（第4次）に示された各分野に共通する横断的視点を勘案し、以下の基本視点を重視します。

（１）障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある人が施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体であることを踏まえ、障がいのある人の施策の検討や評価にあたっては、当事者が決定の場などへ参加することにより、障がいのある人の視点を反映させるよう努めます。

また、障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、障がいのある人本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施などによる意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

（２）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障害者基本法では、障がい者が経験する困難や制限は、障がい者個人の障がいと社会的な要因の二つによって発生する、との視点が示されています。

こうした視点を踏まえ、障がい者差別の解消に向けた社会的障壁（障がい者の活動を制限し社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等）を取り除くためには、「施設・設備、サービス、情報、制度等が年齢や障がいの有無に関係なく利用しやすい環境＝アクセシビリティ」の整備が重要です。そこで、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。また、教育の機会、就業の機会をはじめ、すべての人が同様に扱われるべき様々な場面において、機会平等の考え方が浸透し、分け隔てなく共通の機会が提供されるよう意識啓発と環境整備を促進します。

障がいを理由とする差別は、障がいのある人の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取組が行われる必要があります。このため、障害者差別解消法や「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」等に基づき、県や障がい者団体を始めとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、市民や地域社会の幅広い理解の下、障がい者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

（３）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人が、各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用などの各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障がいのある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して行われる必要があること、また、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度などとの必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していきます。

（４）障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がいのある人の、障がい特性、障がいの状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、障がい者施策を実施します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、内部障がい、盲ろう、重症心身障がい、その他の重複障がい等について、市民、地域社会の更なる理解促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

（５）複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に対するきめ細かい支援

障がいのあることに加えて、女性や子ども、高齢などにより、より一層困難な状況に置かれた障がいのある人に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて、障がい者施策を実施します。

（６）総合的かつ計画的な取組の推進

障がいのある人が必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な役割分担のもと、緊密に連携し、障がい者施策を実施します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策など、障がいのある人の施策に関する他の施策・計画などとの整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

Ⅲ 基本目標

「基本理念」の内容を実現するため、また、「第4次那覇市障がい者計画」の成果を振り返り認識した課題の解決を図るため、本計画の基本目標を以下の様に定めます。

基本目標1 障がいのある人もない人も共に支え合う安心のまちづくり

全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し、安心して暮らしていくことのできるまちをつくります。

そのため、障がいのある人やその家族が日常の様々な悩みや不安について気軽に相談できる体制の構築をはじめ、福祉教育や交流活動などのあらゆる機会・場を通し、障がいに対する理解を深めていくとともに、障がいのある人の人権の尊重について意識啓発の充実を図ります。併せて、障がいのある人への虐待の防止など、権利擁護の充実に向けた取組を積極的に推進します。また、障がいのある人もない人も、誰もが安心・安全に生活していくことができるよう、人にやさしいまちづくりを進めるとともに、災害時における避難支援体制の構築などを図ります。

基本目標2 障がいのある人の暮らしを支える基盤づくり

障がいのある人が、自分らしく生活していくことができるよう、成長段階に応じた支援を行うとともに、多様なニーズに対応した福祉サービスの提供、住まいの確保など、暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

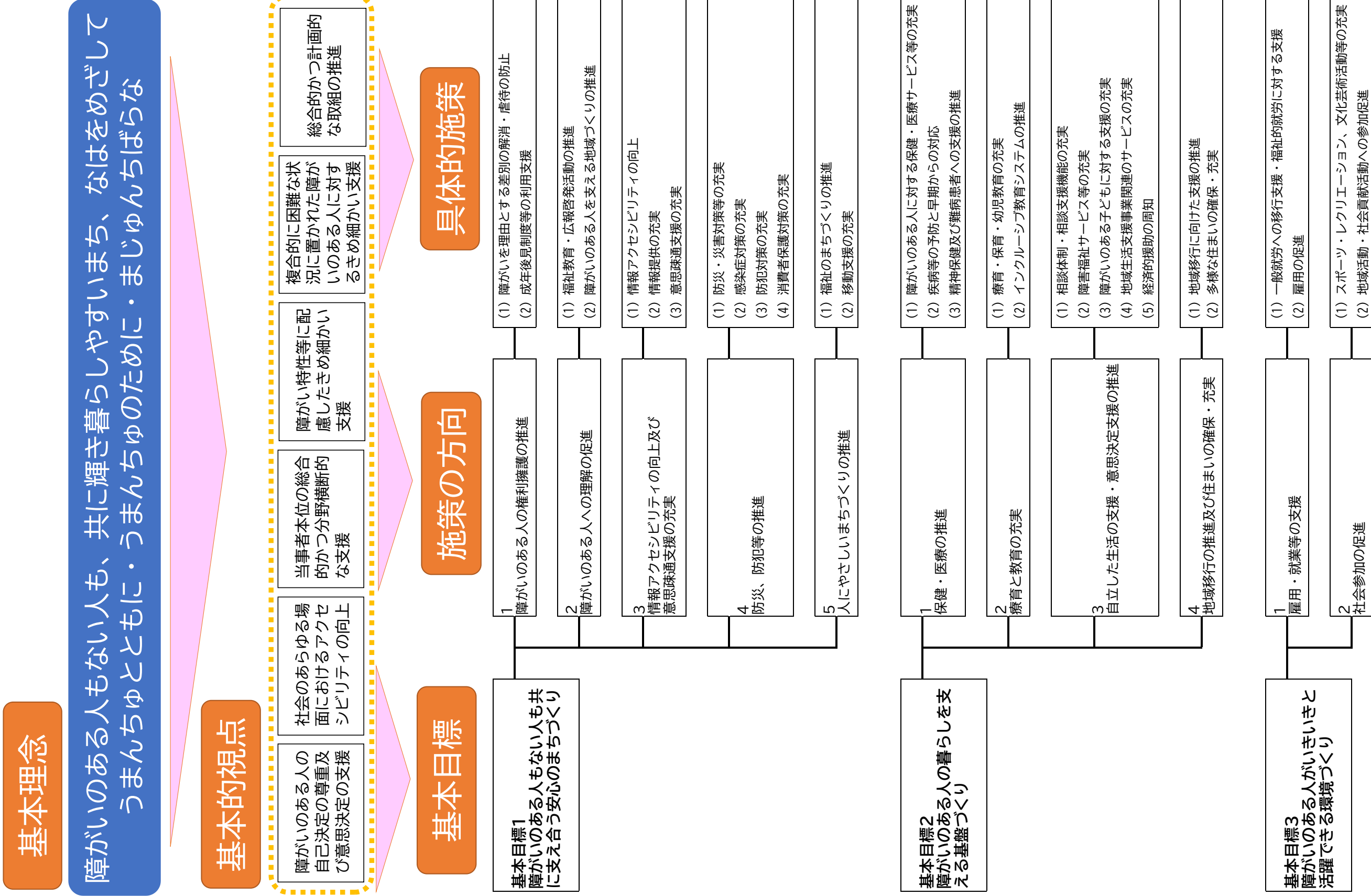
そのため、疾病の予防を図るとともに、支援を必要とする障がいのある人への早期対応、気になる子や障がいのある子の生きる力・能力を伸ばすための支援を行うなど、子どもの成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援体制を構築します。また、ライフステージや障がいの状況などに対応したサービスを質・量ともに確保するなど、個々のニーズに応じたサービス提供体制の充実を図ります。加えて、住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、住まいの確保や入居支援を図ります。

基本目標3 障がいのある人がいきいきと活躍できる環境づくり

障がいのある人が、生涯を通じて多様な可能性に挑み、自立した暮らしができるよう支援していくとともに、生きがいを持っていきいきと地域で暮らせるよう、社会参加の充実に向けた取組を行います。

そのため、就労の場の確保や就労後のフォローの実施など、社会的にも経済的にも自立するために重要な条件である就労支援の充実を進めます。また、障がいのある人が円滑に文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動、地域活動などを行えるよう、社会参加機会の拡充を促進します。

IV施策体系



V 具体的な取組

基本目標1

障がいのある人もない人も共に支え合う安心のまちづくり

1 障がいのある人の権利擁護の推進

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、関係機関、障がい者団体などの様々な主体との連携を図りつつ、「障害者差別解消法」や「共生社会条例」の周知に向けた広報・啓発活動を推進します。

また、障がいのある人に対する虐待の防止に努めるとともに、「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」の周知、利用支援などを行い、障がいのある人の権利擁護のための取組を推進します。

(1) 障がいを理由とする差別の解消・虐待の防止

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
障がいのある人への差別の解消に向けた意識啓発	障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人もない人も等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参画できる共生社会の実現をめざすため、市民や事業者などに対し、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」や「共生社会条例（沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例）」の周知を図ります。 具体的には、障がいのある人に対する理解を深めるためのイベントなどによる啓発活動の実施に努めます。	障がい福祉課
職員向け意識啓発	「障害者差別解消法」や「那覇市職員対応要領」の周知、理解促進を目的に、各職位向け研修などにおいて権利擁護に関する内容を盛り込み実施します。	人事課 障がい福祉課

項 目	内 容	所管課等
人権教育の推進	一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにするために、各小中学校で人権教育の全体計画を作成し、「人権を考える日」の取組を行うなど、小中学校における人権教育の充実に努めます。	学校教育課
障がいのある人への虐待防止に向けた意識啓発	市民に対し、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」の周知を図るとともに、関係機関に対して虐待防止に向けた研修などへの参加促進を図り、障がいのある人への虐待の防止や、その早期発見を図ります。	障がい福祉課
障がい者虐待への対応	障がい者虐待の対応窓口として設置されている「那覇市障がい者虐待防止センター」において、虐待事案発生時に対応を行うとともに、その窓口の周知に努めます。 また、養護者と分離する必要がある障がいのある人を一時的に保護する、緊急一時保護事業を実施します。	障がい福祉課
那覇市障がい者権利擁護ネットワーク会議の充実	障がいのある人に対する虐待の防止を図るため、那覇市障がい者権利擁護ネットワーク会議の継続実施を図り、関係機関の連携を強化します。	障がい福祉課



(2) 成年後見制度等の利用支援

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
成年後見制度の 周知・活用 【地域生活支援事業】	契約などの法律行為をする上で、意思決定が困難な知的障がいのある人・精神障がいのある人の利益を守り保護するため、成年後見制度の活用促進を図ります。そのために、関係各課と連携を図り、制度の周知及び相談対応に努めます。 具体的には、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、特に必要がある人に対し、市長申し立てを行うとともに、後見人などへの報酬支払が困難な被後見人などへその費用の助成を行うことで、障がいのある人の権利擁護を図ります。併せて、各種団体に対し、法人後見の実施に向けた支援に関する取組ができるよう検討していきます。	障がい福祉課
日常生活自立支援 事業等の利用促進	日常的な金銭管理や書類管理等に支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人の支援及び権利擁護を図るため、那覇市社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業などの利用を促進します。また、事業の利用相談やサービス提供をサポートする、専門員、生活支援員の更なる資質向上や確保など、体制強化に努めます。	社会福祉協議会



2 障がいのある人への理解の促進

障がいのある人と障がいのない人が、お互いに、障がいの有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくノーマライゼーション社会の実現のため、障壁となる市民の心のバリアを取り除き、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための広報啓発活動や福祉教育の推進を図るとともに、障がいのある人などを支えるボランティアの育成・協力体制の構築を図ります。

(1) 福祉教育・広報啓発活動の推進

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
障がいに関する 広報・啓発活動等 の実施	障害者週間（１２月３日～９日）」に合わせ、各種イベントを開催し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための意識啓発を行います。また、関係機関と連携し、「知的障害者福祉月間（９月）」、「障害者雇用支援月間（９月）」「世界自閉症啓発デー（４月２日）及び発達障害啓発週間（４月２日～８日）」など、「なは市民の友」やホームページを活用し、障がいに係る啓発活動の実施に努めます。	障がい福祉課
福祉教育の推進	日常の学校生活の中で、障がいの有無に関わらず、共に学び、継続的に触れ合うことでお互いの理解を深めていくなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進します。 また、幼い頃からの福祉教育により、一層の心のバリアフリー化を図るとともに、障がいや障がいのある人に対する正しい認識と理解に繋がるよう、小学校において障がいのある人などによる講演会の開催を図ります。 道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校教育全体を通して、小中学校において、親切、思いやり、感謝、公正、公平、社会正義、公共の精神、社会参画などについての考えを深める教育を行い、児童生徒の豊かな心を育むように努めます。	福祉政策課 社会福祉協議会 学校教育課

(2) 障がいのある人を支える地域づくりの推進

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
地域との連携体制の確立	障がいのある人が身近な地域で暮らし続けていくためにも、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員などとの連携により、支え合いの地域づくりを推進します。	福祉政策課 まちづくり協働推進課
地域見守りネットワークづくり	地域の要援護者に定期的な声かけや見守り活動を行う「地域見守り隊」の結成を促進していきます。「地域見守り隊」の見守りは一人暮らし高齢者が対象の中心となっていますが、定期的な見守りを必要とする障がいのある人へも、見守りを促進していきます。	社会福祉協議会 (福祉政策課)
ボランティアの養成	地域における福祉人材の育成を図るため、ボランティア研修の充実を図るとともに、地域住民の自発的な活動を支援するため、ボランティア情報の発信やボランティアを必要とする人と支援を行いたい人とのマッチング、実践の場へのボランティア参画の促進を図ります。 地域活動支援センターにおいて、地域住民ボランティアの育成に努めます。	社会福祉協議会 (福祉政策課) 障がい福祉課
人材データベースの活用	地域の課題解決につなげることを目的に、ボランティア人材を幅広く募り、支援を求める団体に対して情報発信を行い、人材データベースの活用を推進します。 ボランティア基礎講座やボランティア受入れ講座、ボランティアまっちゃんぐ会を通して人材育成に努めます。	まちづくり協働推進課 (なは市民活動支援センター)



3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい特性に配慮した情報発信、障がい関連制度やサービスについての分かりやすい情報提供など、情報アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上を推進します。

また、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通支援を担う人材の育成・確保、支援機器の提供を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

（１）情報アクセシビリティの向上

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
広報紙やホームページ等による情報発信の充実 【地域生活支援事業】	障がいのある人が必要な情報を円滑に入手することができるよう、点字版の広報や声の広報の発行を継続します。 市のホームページについては、アクセシビリティを順守し、音声読み上げ機能や文字の大きさを自由に変更できる仕組み等、引き続き障がい特性に配慮した作成を行います。 幅広い市民に対するアクセシビリティ向上を図るため、無料のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した情報提供を継続します。 動画による情報発信については、字幕や手話通訳者の配置に努めます。	秘書広報課



（２）情報提供の充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
「障がい福祉のしおり」の発行	障がいのある人やその家族が、適切なサービスを受けることができるよう、障がい者関連サービスや各種手当について記載した「障がい福祉のしおり」の発行を継続するとともに、ホームページへの掲載など、情報の提供に努めます。	障がい福祉課

（３）意思疎通支援の充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
情報意思疎通支援用具の給付 【地域生活支援事業】	日常生活用具給付等事業において、視覚障害者用拡大読書器や点字図書などの情報意思疎通支援用具の給付を行います。	障がい福祉課
手話通訳者等の派遣・養成 【地域生活支援事業】	視覚や聴覚、言語機能、音声機能の障がいなどのある人が、円滑に意思疎通が行えるよう、市役所内への手話通訳者の設置をはじめ、手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記者の派遣・養成を行います。 視覚と聴覚に重複して障がいのある盲ろうの方に対して、多様なニーズにこたえることのできる知識・技術を持った盲ろう者向けの通訳・介助員の派遣・養成を行います。	障がい福祉課

4 防災、防犯等の推進

災害時において障がいのある人などが安心して避難し必要な支援が受けられるよう、要配慮者避難支援の充実を図るとともに、障がい特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、福祉避難所を含む避難所の確保に取り組み、万一の場合の避難生活を不安なく過ごすことができるようにしていきます。

また、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症流行に適切に対処するため、県や保健所、医療関係機関と連携した支援体制の整備に努めます。

さらに、障がいのある人が地域で安心して生活を送るために、防犯対策や消費者保護対策の充実に努めます。

(1) 防災・災害対策等の充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
災害時要配慮者の避難・支援体制の充実	災害時に配慮が必要となる障がいのある人などの迅速な避難誘導・救助が行われるよう「那覇市地域防災計画」「那覇市災害時要援護者支援計画」に基づく避難・支援体制の充実に努めます。 また、避難をサポートする支援者の確保を図り、個別避難計画の策定に取り組みます。	福祉政策課
要配慮者支援に関する防災知識の啓発及び訓練の実施	防災知識の普及・啓発、各種訓練を実施する際は、要配慮者の視点やニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めます。	防災危機管理課 福祉政策課
要配慮者利用施設避難確保計画の作成及び訓練の促進	津波災害警戒区域や土砂災害警戒区域などにある、要配慮者が利用する施設に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を周知・促進します。	防災危機管理課 福祉政策課 障がい福祉課
要配慮者への情報伝達体制の整備	避難情報などの伝達にあたっては、高齢者や障がい者などにも配慮し、防災行政無線やメール、SNSなどによる情報伝達に加え、テレビやラジオなどの報道機関と連携し、複数の伝達手段を併用した広報を迅速に実施できるよう、情報伝達体制を整備します。	防災危機管理課
要配慮者向けマニュアルの作成	危険な建物や地域から安全な場所に避難させるため、高齢者、障がい者、外国人など要配慮者向けの避難マニュアル作成に取り組みます。	防災危機管理課 福祉政策課 観光課

項 目	内 容	所管課等
総合防災訓練への参加促進	いざという時に迅速な対応を行うことができるよう、「那覇市総合防災訓練」への障がいのある人の参加を促進します。また、参加を通し、避難経路や避難先などの課題を確認し、その解消に取り組みます。	防災危機管理課
福祉避難場所の確保・周知・連携	福祉避難所を指定するため、福祉避難所となる病院・福祉施設などの関係機関と調整を図り、協定締結に向けて取り組みます。 サービス提供事業所などとの連携により、福祉避難所の周知に努めます。 協定締結施設や社会福祉協議会など連携し、障がい特性に配慮した支援について検討していきます。	福祉政策課 関係課（障がい福祉課・チャーがんじゅう課・地域保健課）

（２）感染症対策の充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
感染症に対する情報の提供・支援	インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス感染症などの予防対策について、市の広報誌やホームページ上で周知を図ります。 障害者施設などで感染症や食中毒の発生があった場合には、施設長からの報告に基づき、障がい福祉課と保健総務課が中心となり、関係機関と連携をとりながら、感染症まん延防止にかかる調査及び支援を迅速に実施します。	保健総務課 障がい福祉課
感染症に対する障害福祉サービス事業所への普及啓発	障害福祉サービス事業所などに対して、感染症の流行に備え、衛生用品の備蓄や事業継続計画の策定など、平常時からの準備について普及啓発に努めます。	障がい福祉課

（３）防犯対策の充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
防犯対策	地域の安全で快適な生活環境の整備促進のため、保安灯を設置・維持管理する自治会やＰＴＡなどの地域住民で組織する団体に対し、補助金による支援を行います。 警察と連携して、安全確保に必要な情報を当事者へ周知するよう努めるとともに、地域見守り隊などを活用し、防犯も兼ねた見守り活動に努めます。	市民生活安全課 社会福祉協議会

（４）消費者保護対策の充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
消費者被害の防止	悪質な訪問販売や電話勧誘販売による消費者被害を未然に防止するために、市の「消費生活相談センター」を中心に関係各課・関係機関が情報を共有できるよう、適宜情報交換を行います。 また、障がいのある人やその家族などへの注意喚起や意識啓発を、障がい福祉課と連携して行います。 消費者被害に対する相談に適切に対応し、速やかな解決につなげていくために、関係各課及び関係団体などとの連携強化、「消費生活相談センター」への消費者被害に関する相談の集約を図ります。	市民生活安全課

5 人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が、それぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、建築物や道路、都市施設などのバリアフリー化を進めるとともに、全ての人にやさしく使いやすいユニバーサルデザインの考え方も含めた、福祉のまちづくりの推進を図ります。

また、障がいのある人の行動範囲を広げ、積極的な社会参加を推進するため、交通・移動手段の整備を促進します。

(1) 福祉のまちづくりの推進

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
福祉のまちづくり 条例の適正運用	障がいのある人にやさしいまちを実現していくため、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、多数の人が利用する建築物の新築や増築の際には、整備基準に適合させるよう、事前協議での審査実施、工事完了時の完了検査を引き続き行います。	建築指導課
福祉のまちづくり に向けた普及啓発 事業の実施	福祉のまちづくりに向けた普及啓発事業として、小学生などを対象とした障がいのある人の講話や、福祉のまちづくり推進員の活用による福祉のまちづくり条例の理念の啓発、福まちだよりの発行などを継続して行っています。	福祉政策課
すべての人が利用 しやすい公共施設 の整備	新たに建設する公共施設については、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が利用しやすい施設整備を進めます。既存の公共施設についても、障がいのある人が利用しやすいよう、施設のバリアフリー化を推進します。 また、人にやさしい道づくりをめざし、関係機関との連携を図りつつ、法令やガイドラインなどに基づいた道路整備を図ります。	建築工事課 道路建設課 都市計画課 花とみどり課 等
すべての人にわか りやすい案内表示 の整備	視覚障がいや色覚障がい、知的障がいなどの障がいのある人にも配慮したわかりやすい案内表示となるよう、工夫を図ります。	障がい福祉課 等

項 目	内 容	所管課等
選挙における配慮の充実	車いすの有権者が投票しやすいように、引き続き、市内にバリアフリーの投票所を設けるとともに、その拡充に努めます。 また、点字投票や代理投票、郵便投票など、障がいのある人の状況に応じた支援を継続するとともに、これらの投票制度について周知を図ります。	選挙管理委員会
パーキングパーミットの普及促進	身体障がい者等用駐車場の適正利用を図るため、「那覇市身障者用駐車場利用認定証」交付を行うとともに、その周知を行い、駐車場利用者のマナーやモラルの向上に繋げていきます。	障がい福祉課
ヘルプマークの配布	内部障がいなどにより、外見からは分からなくても援助が必要な方が、周りからの援助や配慮が得やすくなるよう、沖縄県が実施している「沖縄県ヘルプマーク」の配布を行います。	障がい福祉課
アシスト収集（一般家庭ごみのごみ出し支援サービス）	障がいのある人で、日常生活において家庭ごみを指定の場所まで持ち出すことができない世帯に対して、市の収集員が、戸別訪問による玄関などでの収集及び希望者への声かけを行います。	クリーン推進課
障がいのある人も楽しめる観光地づくりの推進	那覇市観光基本計画に基づき、バリアフリーのまちづくりをめざす施策を推進し、障がいのある人も楽しめる観光地づくりを推進します。	観光課



(2) 移動支援の充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
移動支援事業の充実 【地域生活支援事業】	屋外での移動が困難な障がいのある人などに対し、ガイドヘルパーの派遣を行い、外出のための支援を行います。また、重症心身障害児に対する通学時の利用についても、利用の支援を行います。 利用者から要望の多い事項についても、事例の研究等を行い、支援の拡充に努めます。	障がい福祉課
那覇市リフト付きバス運行事業の実施 【地域生活支援事業】	市内に居住し、既存の交通機関を利用することが困難な重度障がいのある人について、リフト付きバス「うまんちゅ号」で自宅から目的地まで移送します。	障がい福祉課
福祉バス運行の 利便性向上	市内の福祉施設及び介護予防拠点を利用する、障がいのある高齢者などの交通手段の確保を図り、積極的な社会参加を支援するため、老人センター・憩の家、地域包括支援センターを巡回する福祉バス運行事業を実施します。	チャームじゅう課
自動車運転免許取得・ 改造助成の実施 【地域生活支援事業】	障がいのある人の、社会参加の拡大と自立生活の促進を図るため、自動車運転免許取得や自動車改造などに係る、費用の一部を助成します。	障がい福祉課
障がいのある観光客 に対する移動支援	障がいのある観光客の移動を支援するため、介護タクシーや福祉タクシーの案内・紹介を行います。 また、障がいがある人の旅行を支援しているNPO法人が運営する「那覇空港しょうがい者・こうれい者観光案内所」の紹介や、同法人が作成するバリアフリー観光ガイド「そらくる沖縄」の設置・配布などを継続します。	観光課
公共交通機関の 利便性の向上	「誰もが移動しやすいまち」をめざし、障がいのある人などがより移動しやすくなるよう、公共交通（バスやモノレール）の利便性の向上と、コミュニティバスや乗合タクシーなどの多様な移動手段を検討していきます。 また、移動困難者などに配慮した交通環境のバリアフリー化とネットワーク化を推進していきます。	都市計画課

基本目標2

障がいのある人の暮らしを支える基盤づくり

1 保健・医療の推進

障がい者（児）の健康の保持・増進を図るとともに、疾病の予防と支援を必要とする障がいのある人への早期対応に向け、きめ細かな保健指導や各種健診の推進、生活習慣病予防対策の充実などを図ります。

また、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療の提供・支援を可能な限り地域において行えるよう、体制整備に努めます。さらに、地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を推進します。

（１）障がいのある人に対する保健・医療サービス等の充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
自立支援医療費 の支給 【自立支援給付】	自立支援医療費制度は心身の障害を除去・軽減するための医療費負担の一部を支援しています。ホームページや「障がい福祉のしおり」を活用し、制度の周知に努めます。	障がい福祉課・ 地域保健課
重度心身障がい者 （児）の医療費助成 の継続	重度心身障がい者（児）の医療費負担の軽減を図ることにより、保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。ホームページや「障がい福祉のしおり」を活用し、制度の周知に努めます。	障がい福祉課
障がいのある人 に対する各種健（検） 診体制の整備	障がいのある人が、かかりつけの診療施設で各種健（検）診を受けられるよう、引き続き環境整備を図ります。	健康増進課

(2) 疾病等の予防と早期からの対応

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
乳幼児健康診査の 受診率向上及び 健診後のフォロー アップの推進	身体発育や発達面に関するスクリーニングを受ける児がより多くなるよう、乳児、1歳6ヶ月児、3歳児の乳幼児健康診査について受診率向上を図っていくとともに、健診会場に臨床心理士、保育士を配置することにより、発達面で遅れのある児のフォローを強化していきます。 また、健診後のフォローアップ体制については、電話相談や来所相談などを継続するとともに、子どもの発達過程の理解ができるよう、親子教室を継続実施します。	地域保健課
健診の受診率の 向上及び特定健診・ 保健指導の充実	生活習慣病を起因とする障がいの発生予防のため、健診の受診率の向上を図るとともに、病院・診療所における個別実施を継続します。 また、特定健診・保健指導について、受診率の向上や、保健指導実施率向上に取り組み、若い世代から生活習慣の改善に取り組むことができるよう、支援していきます。	健康増進課
健康教育、健康相談 等の充実	引き続き、市民へ健康教育・健康相談を行い、生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組めます。 特に、働き盛り世代の健康課題（健診・検診受診率向上・肥満対策・適正飲酒の推進など）の解決が重要であることから、企業や関係機関・団体などと連携を図り、健康づくりに取り組めます。また、生活習慣病の予防は若い頃からの健康的な生活習慣が大事であるため、早い時期から健康づくりについて学ぶ場の確保について、教育委員会などと連携し取り組んでいきます。	健康増進課

(3) 精神保健及び難病患者への支援の推進

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
心の健康づくりの推進	自殺予防対策として、臨床心理士によるこころの健康相談の継続実施を図ります。 「自殺予防」「アルコール健康障害」に関する普及啓発のためのパネル展を開催します。また、自殺対策として、ゲートキーパー養成研修会を開催します。	健康増進課 地域保健課
精神保健福祉相談の実施	精神的健康の保持増進や、精神疾患の早期発見及び適切な医療の推進を図るために、精神保健福祉相談窓口において、本人・家族などからの相談に対応し、関係機関との連携、必要なサービスの情報提供を行いながら支援します。また、必要な方については、専門医相談や酒害相談、こころの相談につなげます。	地域保健課
難病患者への支援	難病患者に対して、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付、日常生活用具給付等事業と補装具費の支給を行います。 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安などの解消をはかるための相談支援、情報提供の充実や関係機関との連携、障がい福祉サービス利用についての情報提供の充実を図ります。	障がい福祉課 地域保健課

2 療育と教育の充実

障がいのある子どもたちを早期に適切な療育につなげるため、成長段階に応じた療育支援を行います。

また、障がい児の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障がいの有無に関わらず、子どもたちが共に学び、個性を発揮できる環境を提供するため、特定教育・保育施設における受け入れ体制の充実を図るとともに、小・中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図るなど、インクルーシブ教育の推進を図ります。

(1) 療育・保育・幼児教育の充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
児童発達支援の推進 【児童福祉法に基づく事業】	心身の発達の遅れや障がいのある在宅の未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの実施を図ります。 那覇市こども発達支援センターにおいては、就学前の発達に援助を必要とする在宅の児童とその保護者に対し、親子通園により、集団活動や家庭における児童の姿を共有し、こども理解を深め、一人ひとりの特性や発達段階に応じた支援を行います。	障がい福祉課 こども教育保育課
障がい児保育の充実	特定教育・保育施設において集団保育の中で子どもの健やかな成長と発達を促し、障がいのある乳幼児も、ない乳幼児も共に学び育ちあうことを目的とし、特定教育・保育施設を利用できるよう、障がい児の受け入れの充実を図ります。 具体的には、公立・公私連携こども園において小学校区での受け入れを行い、地域における教育・保育を推進していきます。また、保護者の希望する地域の保育所やこども園などで受け入れが可能となるよう、障がい児の受け皿を確保するための調整に努めます。さらに、保育士の専門的知識の醸成を図るため、障がい児保育に関する研修会などへの保育士の参加をはじめ、こども発達支援センターや保健師との連携促進を図ります。	こどもみらい課 こども教育保育課

(2) インクルーシブ教育システムの推進

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
公立・公私連携こども園等におけるインクルーシブ教育の推進	幼児一人ひとりの発達に応じた多様な学びの場を提供しながら、障がいのある幼児と障がいのない幼児が共に学ぶこと（インクルーシブ教育）のできる環境の整備を図ります。 インクルーシブ教育の推進にあたっては、保育教諭などの研修会のさらなる充実を図り、資質向上に努めるとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした園内委員会の計画的な実施、巡回相談の効果的な活用、関係機関との連携を通じた園内組織の機能強化を図ります。また、公立こども園においては、特別支援教育担当教諭を配置し、特別支援教育ヘルパーの適正な配置を検討していきます。	こども教育保育課
保育所・幼稚園・こども園・小学校の連携等、関係機関の連携強化	個々の発達課題やその対応など、一人ひとりのニーズに応じた保育・教育が一貫して行えるよう、小学校区単位での保幼小連絡会などの計画的な実施をはじめ、地区単位での幼小中高特別支援コーディネーター連絡会の充実、個別（教育）支援計画や個別指導計画の引き継ぎなどによる移行支援を推進していきます。	こども教育保育課 学校教育課
学校におけるインクルーシブ教育の推進	特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の計画的な実施と機能強化を図るとともに、特別な支援を要する児童生徒に適正に補助員が配置されるよう、特別支援教育補助員の増員を検討していきます。加えて、研修会や担当連絡会などの計画的な実施を継続し、教職員の資質向上を図ります。 また、特別支援学校との連携強化を図り、特別支援教育の推進体制の充実に努めます。	学校教育課
個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・実施	一人ひとりのニーズに応じた支援を長期的な視点で効果的に実施するため、保護者や福祉、医療、就労などの関係機関との連携のもと、「個別の教育支援計画」の作成を推進します。 また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒のニーズに応じた支援、指導計画に基づき、きめ細かな支援、指導を行います。	学校教育課 こども教育保育課

項 目	内 容	所管課等
保育所等訪問支援 の実施 【児童福祉法に基 づく事業】	保育所などに通う障がいのある児童とその施設に対し、障がいのない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。 那覇市こども発達支援センターは、発達支援保育事業の対象となっていない教育施設に通う就学前の子どもとその施設に対し、集団生活へ適応できるよう、訪問による専門的な支援を行います。	障がい福祉課 こども教育保育課
放課後児童クラブ における受け入れ 体制の充実	放課後児童クラブのクラブ数の増加を図る中で、障がいのある児童や発達の遅れの気になる児童の受け皿拡充を図ります。	こども政策課
放課後等デイサー ビスの推進 【児童福祉法に基 づく事業】	就学している障がい児について、放課後の居場所として、且つ生活能力の向上のために必要な訓練などを受け る場として、放課後等デイサービスの実施を図ります。	障がい福祉課



3 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障がいのある人やその家族が抱える生活上の不安や問題の早期解決を促進するため、関係機関などと連携し、相談支援体制の充実を図ります。各種相談支援の実施にあたっては、障がいのある人の意思を尊重し、本人の立場で考えていくことを徹底していくものとし、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

また、障がいのある人の地域移行を推進し、障がいのある人が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう、介護給付や地域生活支援事業などといった各種サービスの確保・充実、質の向上を図り、在宅生活・日中活動などを支援します。

(1) 相談体制・相談支援機能の充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
那 覇 市 障 が い 者 自 立 支 援 協 議 会 の 充 実	那覇市障がい者自立支援協議会の活性化を図るとともに、各ワーキング（相談ワーキング、就労ワーキング、住まい・暮らしワーキング、子どもワーキング）の充実に努めます。 具体的には、障がいのある人に対する保健・医療・福祉・教育などのサービスに関する全体調整機関として機能するよう、那覇市障がい者自立支援協議会及び各ワーキングの開催を通し、複数のサービス利用などについて調整していくことや、社会資源の評価・改善や新たな資源の開発に努めるなど、相談支援事業の充実に向けた取組を促進します。 また、障がいのある人やその家族の声が地域づくりに反映されるよう、その参画拡充に努めます。	障がい福祉課

項 目	内 容	所管課等
障がい者相談支援の充実 【地域生活支援事業】	障がいのある人及びその家族などの地域での生活を支援するため、相談支援事業の充実を図るとともに、各相談支援事業所の周知に努めます。 また、地域での自立生活を支援するため、相談支援事業所によるインフォーマルサービスの発掘・連携を促進していくとともに、地域人材・各種福祉施設などとの連携を図ります。加えて、相談支援事業所間の交流及び相談員の相談援助技術の向上を図るため、相談ワーキングの継続実施を図ります。	障がい福祉課
計画相談支援・障がい児相談支援 【自立支援給付】 【児童福祉法に基づく事業】	障がいのある人や障がいのある児童の心身の状態・サービス利用の意向などを踏まえた、サービス等利用計画や障害児支援利用計画が適切に作成されるよう、継続的なモニタリングの実施によるケアマネジメントの充実促進を図るとともに、各種サービスの工夫・改善などに繋げていくことができるよう、モニタリングを通じた利用者側の意見のフィードバックにも努めていきます。 また、相談支援事業所間の交流及び相談支援専門員の相談援助技術の向上を図るため、相談支援専門員が中心となり開催する「特定相談支援事業所連絡会」の継続を支援します。	障がい福祉課
地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の充実 【自立支援給付】	施設などに入所している障がいのある人や、精神科病院に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談支援や体験宿泊など(地域移行支援)を実施するとともに、居宅において単身生活をする障がいのある人に対し、常時の連絡体制の確保や緊急対応を図るなどの相談支援(地域定着支援)を提供します。 また、「那覇市地域移行推進連絡会」において、病院や入所施設等の各種関係機関と連携を図り、地域移行・地域定着に向けた支援体制の強化に努めます。	障がい福祉課
基幹相談支援センターの設置 【地域生活支援事業】	地域の相談支援事業所との連携・調整や相談支援専門員の人材育成を図るなど、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置を検討していきます。基幹相談支援センターには、相談支援機能を強化するために必要となる専門的職員を、配置していくものとします。	障がい福祉課

項 目	内 容	所管課等
発達障がい者サポート事業の実施 【地域生活支援事業】	発達障がいのある人や、発達障がいのある子ども及びその家族などの、地域での生活を支援するため、発達障がいに関する相談支援体制の充実を図ります。具体的には、発達障がいのある人のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、保健、医療、福祉、教育等関連機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築し、必要な援助を行います。	障がい福祉課
ピアサポート事業等自発的活動支援事業の実施 【地域生活支援事業】	自らも障がいのある当事者（ピアサポーター）による相談支援の実施などにより、障がいのある人やその家族、地域住民などによる、地域における自発的な活動を支援する事業の実施に努めます。 障がい福祉課窓口において、聴覚に障がいのあるピアサポーターを配置し、相談支援を行います。	障がい福祉課

（２）障害福祉サービス等の充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
訪問系サービス・短期入所の充実 【自立支援給付】	居宅生活を送る上で支援を必要とする障がいのある人を支援するための居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援などの訪問系サービスや、介護者の疾病や休息等の理由で施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して介護等を行う短期入所の実施を図ります。	障がい福祉課
日中活動系サービスの充実 【自立支援給付】	多様な日中活動の場の充実を図るため、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などの日中活動系サービスの実施を図ります。	障がい福祉課

項 目	内 容	所管課等
居住系サービスの充実 【自立支援給付】	障がいのある人が地域の中で、共同で自立した生活を送ることのできる住まいとして、グループホームの確保に努めます。また、地域移行に向けて、一定期間居住の場を提供し、訓練などを行う宿泊型自立訓練の実施を図ります。 なお、地域移行が困難な障がいのある人に対しては、引き続き施設入所支援にて日常生活の支援を行います。	障がい福祉課
共生型サービスの推進	同一の事業所で一体的に障害福祉サービスと介護保険サービスを提供する「共生型サービス」について、事業所等に対して制度の周知に努めます。	障がい福祉課 ちやーがんじゅう課
障害福祉サービス等の質の向上	障害福祉サービス事業所などへの指導・監査を行い、サービスの質の向上を図ります。	障がい福祉課
補装具費の給付 【自立支援給付】	身体に障がいのある者が、職業その他日常生活の能率の向上を図るために、また、身体に障がいのある児童が、将来、社会人として独立自活するための素地を育成するために、失われた身体機能を補完・代替する補装具について、購入や修理にかかる費用の支給を行います。加えて、制度内容について、利用者への情報提供を行います。	障がい福祉課



(3) 障がいのある子どもに対する支援の充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
児童発達支援の推進 (再掲)	心身の発達の遅れや障がいのある在宅の未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの実施を図ります。 那覇市こども発達支援センターにおいては、就学前の発達に援助を必要とする在宅の児童とその保護者に対し、親子通園により、集団活動や家庭における児童の姿を共有し、こども理解を深め、一人ひとりの特性や発達段階に応じた支援を行います。	障がい福祉課 こども教育保育課
放課後等デイサービスの推進 (再掲)	就学している障がい児について、放課後の居場所として、且つ生活能力の向上のために必要な訓練などを受け場として、放課後等デイサービスの実施を図ります。	障がい福祉課
保育所等訪問支援の実施 (再掲)	保育所などに通う障がいのある子どもとその施設に対し、障がいのない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。 那覇市こども発達支援センターは、発達支援保育事業の対象となっていない教育施設に通う就学前の子どもとその施設に対し、集団生活へ適応できるよう、訪問による専門的な支援を行います。	障がい福祉課 こども教育保育課
医療型児童発達支援の実施	肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。	障がい福祉課
小児慢性特定疾病 児童日常生活用具 の給付	在宅の小児慢性特定疾病児童に対し日常生活の便宜を図るため、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器などの日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課
軽度・中等度難聴 児補聴器購入費等 助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の聴覚障害のある児童に対し、言語の習得、コミュニケーション能力の向上及び教育などにおける健全な発達を支援します。	障がい福祉課

項 目	内 容	所管課等
発達障がいに関する相談体制の整備及び関係機関等との連携	発達障がいのある子どもの地域での生活を支援するための相談に応じるとともに「子どもワーキング」などにおいて、保健、医療、福祉、教育、労働等関連機関と連携し、地域における総合的なネットワークの構築に努めます。 また、庁内における連絡会議の開催により、発達障がいに関する支援を行う関係各課との連携の強化に努めます。	障がい福祉課 こどもみらい課 こども教育保育課 学校教育課 地域保健課
医療的ケア児等の支援体制の整備	地域において、医療的ケア児などの支援に携わる保健、医療、福祉、教育、子育てなどの各分野の関係機関及び当事者団体などから構成される「医療的ケア児支援の協議の場」において、医療的ケア児等支援に関する協議を実施します。具体的には、「子どもワーキング」において、地域全体の医療的ケア児などとその家族が抱える課題及びその対応策の検討などを行い支援体制の整備に向けた取組を行います。	障がい福祉課 地域保健課 こどもみらい課 こども教育保育課 学校教育課
医療的ケア児への地域支援	医療的ケアが必要な児を相談窓口で把握した際には、地域で安心して生活ができるように医療サービス、福祉サービスへのつながりを保健・医療・福祉で連携して進めていきます。家族の不安に寄り添った支援を行います。	地域保健課

（４）地域生活支援事業関連のサービスの充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
手話通訳者等の派遣・養成（再掲） 【地域生活支援事業】	視覚や聴覚、言語機能、音声機能の障がいなどのある人が、円滑に意思疎通が行えるよう、市役所内への手話通訳者の設置をはじめ、手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記者の派遣・養成を行います。 視覚と聴覚に重複して障がいのある盲ろうの方に対して、多様なニーズにこたえることのできる知識・技術を持った盲ろう者向けの通訳・介助員の派遣・養成を行います。	障がい福祉課

項 目	内 容	所管課等
移動支援事業の充実 (再掲) 【地域生活支援事業】	屋外での移動が困難な障がいのある人などに対し、ガイドヘルパーの派遣を行い、外出のための支援を行います。また、重症心身障害児に対する通学時の利用についても利用の支援を行います。 利用者から要望の多い事項についても事例の研究等を行い、支援の拡充に努めます。	障がい福祉課
日常生活用具給付等事業の実施 【地域生活支援事業】	障がいの内容や程度に応じ、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。 また、療育手帳（重度）を所持し、排尿・排便の意思表示が困難なために常時紙おむつを必要とする方へ、紙おむつの給付を行います。	障がい福祉課
地域活動支援センターの充実 【地域生活支援事業】	障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センターについて、機能強化を図ります。	障がい福祉課
日常生活支援の実施 【地域生活支援事業】	障がいのある人などの日中における活動の場を確保するとともに、障がいのある人などを日常的に介護している家族の負担を軽減するため、日中一時支援事業の実施を図ります。 また、入浴することが困難な在宅の重度身体障害者に対し、訪問入浴車で家庭を訪問し、入浴介護者が入浴器具を使って入浴させる訪問入浴サービス事業を実施します。	障がい福祉課



(5) 経済的援助の周知

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
年金受給権の確保	障害年金の受給権を確保するため、新規の手帳を交付する際に、「障害年金ガイド」のパンフレットなどを配布し、障害年金制度の周知を図ります。	障がい福祉課 ハイサイ市民課
障がいに関する 各種手当等の支給	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当などの各種手当について、「なは市民の友」、「障がい福祉のしおり」や市ホームページなどを活用し、対象者の支給要件について周知を図り、各種手当等の適正支給に努めます。	障がい福祉課 子育て応援課
医療費負担の軽減	自立支援医療、重度障がい者（児）医療費助成事業、小児慢性特定疾病医療費助成等の各種医療費助成について、制度の周知を行い、適正な給付を図ります。	障がい福祉課 地域保健課



4 地域移行の推進及び住まいの確保・充実

地域への移行に向けて各種支援を実施していくとともに、公営住宅の充実やグループホームの確保、民間賃貸住宅への入居支援、障がいのある人が暮らしやすい住宅に改善していくための支援など、安全に安心して生活できる住環境の整備に努めます。

(1) 地域移行に向けた支援の推進

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の充実（再掲） 【自立支援給付】	施設などに入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談支援や体験宿泊など（地域移行支援）を実施するとともに、居宅において单身生活をする障がいのある人に対し、常時の連絡体制の確保や緊急対応を図るなどの相談支援（地域定着支援）を提供します。 また、「那覇市地域移行推進連絡会」において、病院や入所施設等の各種関係機関と連携を図り、地域移行・地域定着に向けた支援体制の強化に努めます。	障がい福祉課
地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなど）を整備し、地域全体で支えることのできるサービス提供体制を構築することを目的に、「地域生活支援拠点」などの整備を行います。整備にあたっては、地域における各種事業者などと連携し機能分担を行う、面的整備型にて実施します。 機能の1つである「体験の機会・場」の提供については、自立生活に向けた意欲や生活能力の向上を支援することを目的に「居住体験事業」としての実施を検討します。	障がい福祉課

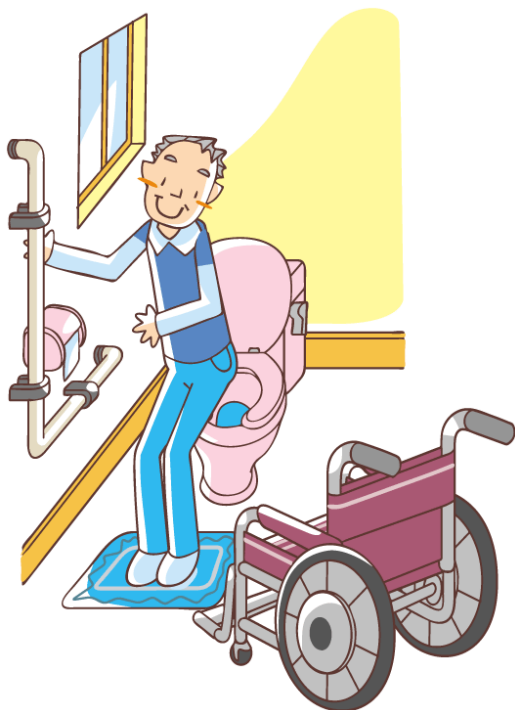
項 目	内 容	所管課等
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神に障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。システムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、重層的な連携による支援体制の構築に努めます。	地域保健課
自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用促進 【自立支援給付】	地域生活への移行などを図る上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人や難病患者、生活能力の維持・向上などのため一定の支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人に対し、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の提供を図るとともに、サービス利用を促進します。	障がい福祉課

（２）多様な住まいの確保・充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
障がいのある人等に配慮した公営住宅の建設	既存市営住宅の建替え時においては、居室間の段差を極力無くすなど、全戸でバリアフリーを基本とした整備を行っていくものとし、障がいのある人が安心して居住できるよう住宅の整備を進めます。	建築工事課
既存公営住宅の改善	既存の公営住宅に入居している障がいのある人に対して、より住みやすい住宅としていくために、部屋内部の改造については模様替申請で適宜対応していきます。	市営住宅課
グループホームの確保・充実 （一部再掲） 【自立支援給付】	障がいのある人が地域の中で、共同で自立した生活を送ることのできる住まいとして、グループホームの確保に努めます。	障がい福祉課
自立生活援助の利用促進 【自立支援給付】	障害者支援施設やグループホーム、精神病院などから地域での一人暮らしに移行した人で、理解力や生活力に不安がある人に対し、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	障がい福祉課

項 目	内 容	所管課等
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業) の推進 【地域生活支援事業】	保証人がいないなどの理由により賃貸住宅への入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整を行い、障がいのある人の地域生活を支援します。	障がい福祉課
住宅確保要配慮者 (障がい者) の入居 を拒まない住宅登 録の促進	住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅制度の普及啓発及び住宅の登録の促進に取り組みます。	まちなみ整備課
住宅改修費助成事業 の推進 【地域生活支援事業】	障がいのある人の居住環境を整えるため、住宅改修費の一部を助成します。具体的には、日常生活用具給付等事業により、障害のある人の移動を円滑にするため、小規模な住宅改修を伴う用具設置のための費用を一部助成します。 また、介護保険制度に基づいた住宅改修費の一部支給についても利用促進を図ります。	障がい福祉課 チャームじゅう課



基本目標3

障がいのある人がいきいきと活躍できる環境づくり

1 雇用・就業等の支援

障がいのある人が収入と生きがいを得られるよう、就労移行支援をはじめ、就労に関する相談支援や訓練の場の整備・充実を図るなど、一貫した支援を行います。

また、安定した暮らしを支えるため、職場開拓などによる一般就労の推進を図るとともに、それぞれの特性に応じた就労の実現に向けて、多様な関係機関と連携し適切なマッチングがなされるよう支援します。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担軽減などにより障がいのある人の経済的自立を支援します。

(1) 一般就労への移行支援・福祉的就労に対する支援

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
就労支援に向けた関係機関の連携強化	障がいのある人の就労がより円滑に行われるよう、就労支援の課題・支援方策などについて、就労ワーキングや那覇市障がい者就労支援連絡会などでの協議を図ります。なお、より効果的な協議の場となるよう、ハローワークや一般企業などの参画を図っていきます。	障がい福祉課

項 目	内 容	所管課等
就労に向けた訓練 機会等の充実 【自立支援給付】	一般就労が可能と見込まれる人に対して、就労移行支援事業により、生産活動、職場体験等の機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を図ります。 一般就労が困難な人のうち、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な人に対して、就労継続支援 A 型により一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を図ります。 就労移行などで一般就労に結びつかなかった人や一般就労していたが年齢や心身の状況により継続雇用が困難な人に対して、就労継続支援 B 型により、生産活動等の機会の提供や、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を図ります。 就労移行支援等から一般就労に移行した人達に対して、企業、自宅訪問等により必要な連絡調整や指導助言を行う就労定着支援を活用して、一般就労後の定着支援を図ります。	障がい福祉課
ジョブサポーター の養成・派遣	障がいのある人の就労を支援するため、引き続き「那覇市障がい者ジョブサポーター等派遣事業」を継続し、ジョブサポーター養成研修や研修後の登録・派遣、コーディネーターの配置による各種コーディネートの実践を図ります。	障がい福祉課

(2) 雇用の促進

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
トライアル雇用制度の利用促進と雇用の安定化	障がいのある人の雇用促進を図るため、市内の一般企業に対し、国のトライアル雇用制度の周知及び利用促進を図ります。	商工農水課
行政における障がい者雇用等の推進	障がいのある人を対象とした会計年度任用職員の枠を設けるなど、法定雇用率の遵守を図ります。 また、障がいのある人の雇用や就労に向けた訓練機会に繋がるよう、各課との連携のもと、庁舎内職場実習の受入に努めます。加えて、庁内各課との連携のもと、新たな委託事業の掘り起しを検討します。	人事課 教育委員会 (総務課) 水道局
市内障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	市が発注する物品や役務について、市内障害者就労施設等からの調達を推進します。	障がい福祉課



2 社会参加の促進

障がいのある人が生きがいのある生活を確保するとともに、障がいのない人との関わりを持つことによって障がいや障がいのある人への理解と認識を深めるためにも、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションや文化活動の推進を図り、社会参加を促進します。また、障がい者団体への支援を行うなど、地域活動・社会貢献活動への参加促進を図ります。

(1) スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動等の充実

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
障がい者スポーツの推進 【地域生活支援事業】	ニーズに応じた幅広い競技種目の振興や各種機材の充実、障がい者スポーツに関する講習会などへのスポーツ推進委員の参加促進に努めるなど、障がい者スポーツの普及啓発を図ります。 また、「那覇市障がい者運動会」の継続実施を図り、スポーツを通し、障がいのある人やその家族、ボランティア団体などの多様な交流を促進します。 さらに、こうした取組の充実及びアスリートの育成支援に向け、沖縄県障がい者スポーツ協会との連携強化に努めます。	障がい福祉課 市民スポーツ課
各種生涯学習講座への参加促進	各種生涯学習講座についての情報提供を行い、障がいのある人の参加促進を図ります。 また、障がいのある人が受講を希望する講座の開設などに努めます。	生涯学習課
誰もが文化芸術にふれる機会の充実	障がいのある人の自己表現や文化活動などの発表機会として、絵画、書道、陶芸など多岐にわたる作品を展示する「那覇市障がい者美術展」を開催します。 障がいのある人もない人も、誰もが文化芸術を鑑賞または参加し創造することができるような環境を整備し、文化芸術に関心や理解を深め、創造性や自己啓発の醸成につながる、機会の充実を図ります。	障がい福祉課 文化振興課

項 目	内 容	所管課等
すべての市民への 読書機会の提供	障がいの有無、内容にかかわらず読書を楽しむことができるよう、視覚障がい者などの読書を支援するためのデイジー図書（ＣＤ型の録音図書）や大活字本などを図書館に所蔵し、閲覧や貸出を行います。 また、身体不自由のため図書館来館が困難な方のための宅配サービスや、視覚障がい者向けの郵送サービスを行うなど、障がい者サービスの充実に努めます	中央図書館

（２）地域活動・社会貢献活動への参加促進

具体的施策

項 目	内 容	所管課等
障がい者団体等の 活動支援の充実	障がい者団体などの活動支援に向けて、各種公共施設の開放や利用料減免などの働きかけにより、活動の場の提供を行うとともに、各種の情報提供や情報交換の場の提供を図ります。 また、障がい者団体などについて、「障がい福祉のしおり」へ掲載し、情報提供に努めます。	障がい福祉課 地域保健課
各種地域活動等への障がいのある人の参加促進	障がいのある人が地域と関わりを持ち、地域社会への貢献や支える側としての役割を担っていくことができるよう、各種地域づくり活動の情報発信を行い、障がいのある人の参加促進を図ります。	まちづくり協働推進課

第 3 章

**障がい福祉計画・
障がい児福祉計画**

第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 手帳所持者等の状況

(1) 身体障害者手帳

◆身体障害者手帳 障がい種別所持状況《2020年（令和2年）3月31日現在》 (人)

障がい種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	342	220	32	45	59	21	719
聴覚・平衡	60	280	139	353	5	531	1,368
音声・言語	16	13	72	51	0	0	152
肢体不自由	1,442	1,536	804	882	423	269	5,356
内部	2,680	141	1,659	1,907	1	0	6,388
計	4,540	2,190	2,706	3,238	488	821	13,983

◆身体障害者手帳 等級別所持状況《各年3月31日現在》 (人)

障がい等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	4,464(31.7%)	4,473(31.3%)	4,496(31.1%)	4,577(31.9%)	4,540(32.5%)
2級	2,312(16.4%)	2,295(16.1%)	2,290(15.9%)	2,235(15.6%)	2,190(15.7%)
3級	2,973(21.1%)	3,002(21.0%)	3,016(20.9%)	2,907(20.3%)	2,706(19.4%)
4級	3,179(22.5%)	3,322(23.2%)	3,400(23.5%)	3,368(23.5%)	3,238(23.2%)
5級	475(3.4%)	479(3.4%)	485(3.4%)	478(3.3%)	488(3.5%)
6級	700(5.0%)	727(5.1%)	752(5.2%)	786(5.5%)	821(5.9%)
計	14,103(100 %)	14,298(100 %)	14,439(100 %)	14,351(100 %)	13,983(100 %)

(2) 療育手帳

◆療育手帳 等級別所持状況《各年3月31日現在》 (人)

障がい等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A1	250(9.1%)	251(9.0%)	280(9.4%)	298(9.7%)	324(10.1%)
A2	539(19.6%)	542(19.3%)	623(21.0%)	659(21.3%)	700(21.8%)
B1	795(28.9%)	809(28.9%)	837(28.2%)	875(28.3%)	888(27.7%)
B2	1,169(42.5%)	1,202(42.9%)	1,231(41.4%)	1,256(40.7%)	1,295(40.4%)
計	2,753(100 %)	2,804(100 %)	2,971(100 %)	3,088(100 %)	3,207(100 %)

(3) 精神障害者保健福祉手帳

◆精神障害者保健福祉手帳 等級別所持状況《各年3月31日現在》 (人)

障がい等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	1,030(21.1%)	1,099(21.0%)	1,168(21.5%)	1,181(20.6%)	1,221(20.5%)
2級	3,044(62.5%)	3,265(62.4%)	3,320(61.1%)	3,531(61.6%)	3,669(61.7%)
3級	796(16.3%)	869(16.6%)	948(17.4%)	1,016(17.7%)	1,053(17.7%)
計	4,870(100%)	5,233(100%)	5,436(100%)	5,728(100%)	5,943(100%)

(4) 病類別自立支援医療（精神通院）

◆病類別自立支援医療状況《各年3月31日現在》 (人)

病 類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
統合失調症	2,898	2,831	2,851	3,162	3,132
心因反応	2	3	2	0	2
気分・感情障害	3,367	3,444	3,516	4,130	4,277
非定型精神病	16	14	10	14	13
中毒性精神病	376	362	370	472	502
脳器質性精神病	956	1,024	1,133	1,424	1,411
てんかん	760	772	788	921	939
知的障害	50	49	59	69	79
その他	1,187	1,431	1,549	1,996	2,262
計	9,612	9,930	10,278	12,188	12,617

(5) 特定医療費（指定難病）に係る医療受給者証

◆医療受給者状況《各年3月31日現在》 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	2,203	2,315	2,277	2,223	2,351

2 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の利用状況

(1) 障害福祉サービス利用状況

◆障害福祉サービス利用状況

(人)

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均
居宅介護	7,976	665	8,810	734	9,015	751
重度訪問介護	884	74	1,086	91	1,084	90
行動援護	393	33	378	32	390	33
同行援護	1,771	148	1,790	149	1,899	158
短期入所	1,695	141	1,737	145	1,719	143
療養介護	1,101	92	1,120	93	1,150	96
生活介護	11,306	942	11,600	967	11,917	993
自立訓練(機能訓練)	177	15	126	11	66	6
自立訓練(生活訓練)	1,341	112	1,431	119	1,304	109
宿泊型自立訓練	252	21	227	19	201	17
就労移行支援	2,806	234	2,340	195	1,801	150
就労移行支援(養成施設)	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	3,885	324	4,076	340	4,062	339
就労継続支援(B型)	11,201	933	13,291	1,108	14,633	1,219
就労定着支援	-	-	164	14	457	38
共同生活介護	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	2,980	248	3,055	255	3,325	277
施設入所支援	5,906	492	5,943	495	5,860	488
地域移行支援	29	2	29	2	44	4
地域定着支援	7	1	0	0	0	0
合 計	53,710	4,476	57,203	4,767	58,927	4,911

(2) 計画相談支援利用状況

◆計画相談支援利用状況 (人)

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均
計画相談支援	8,069	672	9,106	759	10,533	878

(3) 障がい児通所支援利用状況

◆障がい児通所支援利用状況 (人)

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均
児童発達支援	4,205	351	5,053	422	4,831	403
医療型児童発達支援	156	13	145	13	145	13
放課後等デイサービス	10,687	891	13,733	1,145	14,271	1,190
保育所等訪問支援	25	2	59	2	79	7
合 計	15,073	1,257	18,990	1,583	19,326	1,611

(4) 障がい児相談支援利用状況

◆障がい児相談支援利用状況 (人)

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均	延利用者数	月平均
障がい児相談支援	2,339	195	3,334	278	3,584	299

3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の 成果目標達成状況

達成度：A=計画よりも良い B=計画どおり C=進捗に遅れ D=未実施

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

	基準年度 (H28 年度末)	目標値 (R2 年度末)	R2 年度実績 (見込)	達成度
施設入所者数	490 人	490 人	495 人	C
施設入所者減少数		0 人	0 人	—
地域生活移行者数		9 人	0 人	C
地域移行した割合(対 H28 年度)		2%	0%	C

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	目 標	R2 年度実績	達成度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	R1年度を目標 に設置	R1 年度に 設置済み	B

(3) 地域生活支援拠点等の整備

	目 標	R2 年度実績	達成度
地域生活支援拠点等の整備	R2年度を目標 に整備	R2 年度に 一部機能につ いて整備	B

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	基準年度 (H28 年度末)	目標値 (R2 年度末)	R2 年度実績 (見込)	達成度
年間の一般就労移行者数	55 人	83 人	32 人	C
H28 実績値からの伸び率		1.51 倍	0.59 倍	C
就労移行支援事業所の利用者数	231 人	366 人	177 人	C
H28 実績値からの伸び率		58.4%増	23.4%減	C
管内(市内)就労移行支援事業所数		20 箇所	17 箇所	C
就労移行率が3割以上の事業所数		3 箇所	6 箇所	A
就労移行率 3 割以上の事業所の割合		15%	35.3%	A
就労定着支援利用見込み者数		83 人	67 人	C
職場定着人数		67 人	66 人	B
支援開始から 1 年後の職場定着率		80.7%	98.5%	B

(5) 障害児支援の提供体制整備等

	目 標	R2 年度実績	達成度
児童発達支援センターの設置	R2年度を目標 に整備	R1 年度に 整備済み	B
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み	構築済み	A
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	R2 年度を目標 に確保	確保済み	B
医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	H30 年度を 目標に設置	H30 年度に 設置済み	B

4 令和 5 年度の成果目標

第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の策定にあたり、国の基本指針に示された、障がい福祉サービス提供体制の確保に関する成果目標を設定します。

設定にあたっては、国が示す考え方を基本としながら、本市における過去の実績を勘案し、以下のとおりとします。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

※1

【国の基本指針】

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の 6 %以上が地域生活へ移行する。
- ・令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減する。

【本市の方針】

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設等に入所している人については、地域移行を目指していくとともに、入所を希望される人も多く、現状として削減は難しい状況であることから、入所者数の削減目標を 0 人、施設を退所し地域生活へ移行する人を 9 人とします。

◆施設入所者の地域生活への移行

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	495 人	令和元年度末(R2.3.31 現在)の入所者数
目標① 地域生活移行者数	9 人 (1.8%)	令和3年～令和5年度末までに施設を退所し地域生活へ移行する者の数 (%)は A に対する割合
施設入所者数(B)	495 人	令和5年度末の施設入所者数
目標② 施設入所者の削減数 (A-B)	0 人	令和 5 年度末時点における (A)の時点からの施設入所者の削減数

※ 1 福祉施設＝障害者支援施設等

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置する。
- ・協議の場の開催回数、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族などの関係者ごとの参加者数、評価の実施回数の目標値を設定する。

【本市の方針】

重層的な連携による支援体制を構築するため、関係者による協議の場の開催に向け取り組んでいきます。

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

事 項	回数又は人数			備 考
	令和3年	令和4年	令和5年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2	2	2	年間の開催回数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	8	8	8	医療関係者 3 名 福祉関係者 4 名 当事者及び家族等 1 名
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2	2	2	年間の開催回数

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点などを確保しつつ機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

【本市の方針】

障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点については令和2年度に一部整備を行ったところであるため、引き続き残りの機能整備及び機能の充実に向け、取り組んでいきます。

また、整備にあたっては近隣市町村の事業所も活用することとし、那覇市障がい者自立支援協議会において、年2回運用状況の検証及び機能充実に向けた検討を行います。

◆地域生活支援拠点等が有する機能の充実

事 項	整備 区域	運用開始 時期	検証及び検討回数(回)			備 考
			令和3年	令和4年	令和5年	
拠点の整備	圏域	令和3年	2	2	2	

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行等

①福祉施設※1から一般就労への移行者数※2

【国の基本指針】

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- ・就労移行支援事業については1.3倍、就労継続支援A型事業については1.26倍、就労継続支援B型事業については1.23倍以上を目指す。

【本市の方針】

福祉施設を利用する障がいのある人について、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき、就労移行支援事業等の利用者の増加を図っていくものとし、令和5年度には一般就労移行者数104人（内就労支援事業所の移行者数40人）、就労継続支援A型事業所の移行者33人、就労継続支援B型事業所の移行者24人を目指します。

◆福祉施設から一般就労への移行者数

	事 項	数 値	備 考
一般就労移行者	令和元年度の一般就労への移行者数	81人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数。
	令和5年度の一般就労への移行者数(目標)	104人 (1.28倍)	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数。
就労移行支援	令和元年度の一般就労への移行者数	30人	令和元年度において、就労移行支援事業所を通じて、一般就労した者の数。
	令和5年度の一般就労への移行者数(目標)	40人 (1.33倍)	令和5年度において、就労移行支援事業所を通じて、一般就労する者の数。
就労継続支援A型	令和元年度の一般就労への移行者数	26人	令和元年度において、就労継続支援A型事業所を通じて、一般就労した者の数。
	令和5年度の一般就労への移行者数(目標)	33人 (1.27倍)	令和5年度において、就労継続支援A型事業所を通じて、一般就労する者の数。
就労継続支援B型	令和元年度の一般就労への移行者数	19人	令和元年度において、就労継続支援B型事業所を通じて、一般就労した者の数。
	令和5年度の一般就労への移行者数(目標)	24人 (1.26倍)	令和5年度において、就労継続支援B型事業所を通じて、一般就労する者の数。

※1 福祉施設＝就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

※2 一般就労への移行者とは福祉施設から一般企業等に就職した者（就労継続支援A型の利用者になった者を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

【国の基本指針】

- ・令和5年度における就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【本市の方針】

これまでの実績等を踏まえ、令和5年度に一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数を124人、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指します。

◆就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	数 値	備 考
令和5年度における 就労定着支援事業の 利用者数	124 人	国指針：令和5年度における就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
令和5年度末の管内 就労定着支援事業所数	13 箇所	令和5年度末の就労定着支援事業所の管内事業所数
令和5年度末における 就労移行率が8割以上 の就労定着支援事業所 数	9 箇所	国指針：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所以上設置する。
- ②保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村において構築する。
- ③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１箇所以上確保する。
- ④医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【本市の方針】

- ①平成 31 年度に旧療育センターを「那覇市こども発達支援センター」として設置済みです。
- ②保育所等訪問支援を利用できる体制は既に構築し、取り組んでいます。
- ③令和 2 年度現在、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が 1 箇所、放課後等デイサービス事業所が 2 箇所あります。引き続き、事業所の確保を図ります。
- ④医療的ケア児支援のための協議の場は、那覇市障がい者自立支援協議会の下部組織である子どもワーキングを活用し、平成 30 年度に設置済みです。医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、協議の場において必要性及び配置方法等について検討していきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

【本市の方針】

専門的な資格を有し経験豊富な相談員による総合的かつ専門的な相談支援を、基幹相談支援センター等機能強化事業を委託している事業所3か所で実施します。

地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言件数は、市内相談支援事業所の約半分である10件を、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数は、研修会の開催や初任者研修受講者の受入等により15件を、地域の相談機関との連携強化の取組は、自立支援協議会の下部組織である4つのワーキングの開催により年16回を目指します。

◆総合的・専門的な相談支援の実施

事 項	箇所数			備 考
	令和3年	令和4年	令和5年	
総合的・専門的な相談支援の実施箇所数	3	3	3	

◆地域の相談支援体制の強化

事 項	件数または回数			備 考
	令和3年	令和4年	令和5年	
地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言の件数(件)	10	10	10	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数(件)	15	15	15	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(回)	16	16	16	

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項（都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修の活用、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析及び事業所や関係自治体などとの共有）を実施する体制を構築する。

【本市の方針】

県が実施する障害福祉サービスなどに係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数は年1人とします。

また、障害者自立支援審査支払等システムなどによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体などと共有する体制の構築については、組織体制の見直しなども含め、今後検討していきます。

◆質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

事 項	人数			備 考
	令和3年	令和4年	令和5年	
都道府県が実施する障害福祉サービスなどに係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1	1	1	

5 障害福祉サービス等について

障がいのある人の状況に応じたサービス提供が行われるよう、相談支援専門員及びサービス提供事業者等との連携を図り、より充実したサービス提供に向けた取組を促進します。

訪問系及び日中系サービスについては、利用者や利用時間の増加が見込まれることから、ニーズ等の把握に努めるとともに、適正なサービス提供が行われるようサービス提供事業者等との連携を強化します。

また、地域における居住の場としてグループホーム（共同生活援助）の確保に努めます。

（１）障害支援区分認定等事務

●事業の概要●

障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務の円滑かつ適正な実施を図るものです。

障害支援区分は、障がいのある人の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す厚生労働省で定める区分です。居宅介護など一部サービスについては、障害区分の判定が必要です。

◆ 5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

障害者支援区分認定等事務	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
審査件数	件	812	707	872	740	932	758

●見込み量●

申請者が年々増加傾向にあるため、審査件数の増加を見込んでいます。

◆ 6期計画の見込み量

障害者支援区分認定等事務	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
審査件数	件	785	813	842

(2) 訪問系サービス

①居宅介護

●サービスの概要●

障がいのある人が安定した日常生活を送るために、自宅で食事、入浴、排泄などの身体介護や炊事、掃除、洗濯などの家事援助といった日常生活の支援を行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病・障がい児】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	－	○	○	○	○	○	○

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

居宅介護	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人／月	736	756	783	838	834	905
サービス量	時間	11,562	11,330	12,314	11,707	13,144	12,644

※時間＝(人／月)×標準的なサービス提供時間

●見込み量●

近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆6期計画の見込み量

居宅介護	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／月	977	1,055	1,139
サービス量	時間	13,656	14,748	15,928

②重度訪問介護

●サービスの概要●

重度の肢体不自由者などで常に介護を必要とする人を対象に、自宅で食事、入浴、排泄の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病・障がい児】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度訪問介護	－	－	－	－	○	○	○

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

重度訪問介護	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人／月	100	91	119	86	143	86
サービス量	時間	7,215	8,785	8,622	6,136	10,303	7,083

※時間＝(人／月)×標準的なサービス提供時間

●見込み量●

第5期では、利用実績が見込み量を下回っており、増減はあるものの概ね横ばいで推移していくものと見込みます。

◆6期計画の見込み量

重度訪問介護	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／月	86	86	86
サービス量	時間	7,083	7,083	7,083

③行動援護

●サービスの概要●

行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な外出支援を行います。

【対象種別：知的・精神・障がい児】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
行動援護	－	－	－	○	○	○	○

※障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上(障がい児にあっては、これに相当する支援の割合)である人。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

行動援護	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人／月	32	33	32	31	32	32
サービス量	時間	446	596	446	556	446	561

※時間＝(人／月)×標準的なサービス提供時間

●見込み量●

概ね横ばいで推移していくものと見込みます。

◆6期計画の見込み量

行動援護	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／月	32	32	32
サービス量	時間	561	561	561

④同行援護

●サービスの概要●

視覚障がいのある人が移動の際に著しい困難を有するとき、外出に必要な援助を行います。

【対象種別：身体・難病（視覚障がいを有すること）】

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

同行援護	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人／月	145	155	145	170	145	179
サービス量	時間	2,706	3,011	2,706	3,068	2,706	3,237

※時間＝（人／月）×標準的なサービス提供時間

●見込み量●

近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆6期計画の見込み量

同行援護	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／月	189	199	210
サービス量	時間	3,415	3,603	3,801

⑤重度障害者等包括支援

●サービスの概要●

重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺がある・寝たきり状態の人など、常時介護を要する方に居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度障害者等包括支援	－	－	－	－	－	－	○

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

重度障害者等包括支援	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人／月	0	0	0	0	0	0
サービス量	時間	0	0	0	0	0	0

●見込み量●

県内に実施可能事業所がないため実績が無く、本計画期間中の利用についても無いものと見込んでいます。

◆ 6 期計画の見込み量

重度障害者等包括支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／月	0	0	0
サービス量	時間	0	0	0

(3) 日中活動系サービス

①生活介護

●サービスの概要●

常に介護を必要とする人に、食事、入浴、排泄の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【対象種別：身体・知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
生活介護	－	－	○ (50歳以上)	○	○	○	○

※障害者支援施設に入所されている場合は要件が異なります。

◆ 5 期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

生活介護	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人／月	943	968	955	1,028	968	1,071
サービス量	人日／月	17,534	16,715	17,762	17,129	17,993	17,848

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

第5期では、サービス量は見込み量を下回っているものの増加傾向にあり、近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆ 6 期計画の見込み量

生活介護	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／月	1,116	1,163	1,212
サービス量	人日／月	18,598	19,379	20,193

②自立訓練(機能訓練)

●サービスの概要●

地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体に障がいのある人もしくは難病のある人に対し、一定期間、身体的リハビリテーションなどを実施します。

【対象種別：身体・難病 標準利用期間：18ヶ月】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練（機能訓練）	障害支援区分による制限なし						

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

自立訓練（機能訓練）	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	16	4	16	7	16	9
サービス量	人日/月	253	87	253	113	253	139

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

第5期では、見込み量を下回っており、これまでの実績に基づき見込み量を算出しています。

◆6期計画の見込み量

自立訓練（機能訓練）	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	9	9	9
サービス量	人日/月	139	139	139

③自立訓練(生活訓練)

●サービスの概要●

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などのため、知的障がいもしくは精神障がいのある人に対し、一定期間、自立した日常生活を送るために必要な訓練などを実施します。

【対象種別：知的・精神 標準利用期間：24ヶ月（長期入院・入所からの移行は36ヶ月）】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練（生活訓練）	障害支援区分による制限なし						

◆ 5 期計画の見込み量と実績 ※令和 2 年度実績は見込み

自立訓練(生活訓練)	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績
実利用者数	人/月	113	105	113	119	113	115
サービス量	人日/月	1,839	1,654	1,839	1,922	1,839	1,854

※人日とは「月間の利用人数」×「1 人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

これまでの実績に基づき見込み量を算出、今後も横ばいで推移していくものと見込みます。

◆ 6 期計画の見込み量

自立訓練（生活訓練）	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	115	115	115
サービス量	人日/月	1,854	1,854	1,854

④就労移行支援

●サービスの概要●

一般企業などへの就労を希望する 65 歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援などを行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病 標準利用期間： 24 ヶ月】

障害支援区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
就労移行支援	障害支援区分による制限なし						

◆ 5 期計画の見込み量と実績 ※令和 2 年度実績は見込み

就労移行支援	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績
実利用者数	人/月	287	166	319	148	356	177
サービス量	人日/月	4,952	2,718	5,516	2,421	6,145	2,984

※人日とは「月間の利用人数」×「1 人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

第 5 期では見込み量を下回っています。直近 3 年間の実績は利用者数、サービス量ともに増減しており、直近 3 年間の実績の平均で見込んでいます。

◆ 6 期計画の見込み量

就労移行支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	177	177	177
サービス量	人日/月	2,984	2,984	2,984

⑤就労継続支援 A 型(雇用型)

●サービスの概要●

一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人へ、雇用契約に基づいて就労の機会を提供し、一般企業での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
就労継続支援 A 型 (雇用型)	障害支援区分による制限なし						

◆ 5 期計画の見込み量と実績 ※令和 2 年度実績は見込み

就労継続支援 A 型(雇用型)	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績
実利用者数	人/月	409	338	456	324	509	330
サービス量	人日/月	8,095	6,784	9,026	6,437	10,063	6,669

※人日とは「月間の利用人数」×「1 人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

第 5 期では見込み量を下回っています。直近 3 年間の実績は利用者数、サービス量ともに増減しており、直近 3 年間の実績の平均で見込んでいます。

◆ 6 期計画の見込み量

就労継続支援 A 型(雇用型)	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	330	330	330
サービス量	人日/月	6,669	6,669	6,669

⑥就労継続支援 B 型(非雇用型)

●サービスの概要●

一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人へ、雇用契約を結ばずに就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般企業での就労に必要な知識や能力が高まった人に対しては、就労に向けての支援を行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	障害支援区分による制限なし						

◆ 5 期計画の見込み量と実績 ※令和 2 年度実績は見込み

就労継続支援 B 型 (非雇用型)	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績
実利用者数	人/月	1,034	1,167	1,136	1,338	1,249	1,529
サービス量	人日/月	19,174	20,055	21,072	23,591	23,158	26,965

※人日とは「月間の利用人数」×「1 人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆ 6 期計画の見込み量

就労継続支援 B 型 (非雇用型)	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	1,748	1,998	2,284
サービス量	人日/月	30,821	35,228	40,266

⑦就労定着支援

●サービスの概要●

平成 30 年 4 月から始まったサービスです。就労移行支援などを利用して、一般就労に移行した障がいのある人に対し、企業、自宅訪問などにより必要な連絡調整や指導助言を行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
就労定着支援	障害支援区分による制限なし						

◆ 5 期計画の見込み量と実績 ※令和 2 年度実績は見込み

就労定着支援	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績
実利用者数	人/月	79	29	81	48	83	67

●見込み量●

近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆ 6 期計画の見込み量

就労定着支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	86	105	124

⑧短期入所(福祉型)

●サービスの概要●

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、食事、入浴、排泄の介護などを行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病・障がい児】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
短期入所（福祉型）	－	○	○	○	○	○	○

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

短期入所(福祉型)	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	120	143	125	122	130	136
サービス量	人日/月	675	679	675	636	675	661

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

直近3年間の実績は利用者数、サービス量ともに増減しており、直近3年間の実績の平均で見込んでいます。

◆6期計画の見込み量

短期入所（福祉型）	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	136	136	136
サービス量	人日/月	661	661	661

⑨短期入所(医療型)

●サービスの概要●

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め医療型の施設で、食事、入浴、排泄の介護などを行います。

【対象種別：遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）などの運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者 など】

◆ 5 期計画の見込み量と実績 ※令和 2 年度実績は見込み

短期入所(医療型)	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績
実利用者数	人/月	20	8	20	9	20	9
サービス量	人日/月	46	25	46	22	46	24

※人日とは「月間の利用人数」×「1 人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

第 5 期では見込み量を下回っています。直近 3 年間の実績の平均で見込んでいます。

◆ 6 期計画の見込み量

短期入所（医療型）	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	9	9	9
サービス量	人日/月	24	24	24

⑩療養介護

●サービスの概要●

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護など、日常生活の支援を行います。

【対象種別：気管切開を伴う人工呼吸器使用者で区分 6、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で区分 5・以上】

◆ 5 期計画の見込み量と実績 ※令和 2 年度実績は見込み

療養介護	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績
実利用者数	人/月	91	96	91	98	91	102

●見込み量●

近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆ 6 期計画の見込み量

療養介護	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	106	110	114

(4) 居住系サービス

①自立生活援助

●サービスの概要●

平成30年4月から始まったサービスです。障害者施設やグループホームなどを利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人を、定期的な巡回訪問や随時の対応などにより生活力などを補うサービスです。

【対象種別：身体・知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立生活援助	障害支援区分による制限なし						

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

自立生活援助	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	3	0	4	0	5	0

●見込み量●

3年間の利用実績はありませんが、福祉施設からの地域移行を勘案し、見込み量を算出しています。

◆6期計画の見込み量

自立生活援助	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	6(6)	6(6)	6(6)

※()内は精神障がい者

②共同生活援助(グループホーム)

●サービスの概要●

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、食事、入浴または排泄の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【対象種別：知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
共同生活援助	障害支援区分による制限なし						

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

共同生活援助	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	260	254	280	333	300	387

●見込み量●

近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆ 6 期計画の見込み量

共同生活援助	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／月	450(234)	523(272)	608(316)

※()内は精神障がい者

③施設入所支援

●サービスの概要●

主に夜間において、食事、入浴及び排泄などの介護、その他日常生活に必要な支援を行います。

【対象種別：身体・知的・精神・難病】

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
施設入所支援	—	—	○ (50歳以上)	○	○	○	○

※自立訓練などを受けている人は、区分に関係なく利用できる場合があります。

◆ 5 期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

施設入所支援	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人／月	490	488	490	495	490	495

●見込み量●

入所まちの人も多いことから、令和5年度末の施設入所者数の成果目標を踏まえ見込み量を算出しています。

◆ 6 期計画の見込み量

施設入所支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／月	495	495	495

(5) 相談支援サービス

①計画相談支援

●サービスの概要●

障がいのある人などの依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及び家族の意向などを勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの内容などを定めたサービス利用計画を作成するとともに、サービスなどの利用状況の検証や見直し（モニタリング）などのケアマネジメントを実施します。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

計画相談支援	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	4,100	837	4,400	854	4,700	910

●見込み量●

近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

なお、第5期の見込み量と実績に乖離があるのは、年間実利用者数で見込み量を算出したことによります。国の基本指針に倣い、第6期計画では月あたりの実利用者数で見込んでいます。

◆6期計画の見込み量

計画相談支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	969	1,032	1,099

②地域移行支援

●サービスの概要●

障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、住居の確保など、地域における受入体制の整備を行うものです。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

地域移行支援	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	8	1	8	2	8	2

●見込み量●

精神科長期入院患者の地域移行が進むことを勘案して、利用者数を見込んでいます。

◆ 6 期計画の見込み量

地域移行支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／月	6(6)	6(6)	6(6)

※()内は精神障がい者

③地域定着支援

●サービスの概要●

居宅において単身などで生活する人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに対応・相談、その他必要な支援を行います。

◆ 5 期計画の見込み量と実績 ※令和 2 年度実績は見込み

地域定着支援	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績
実利用者数	人／月	2	0	3	0	4	0

●見込み量●

第 5 期での実績はありませんが、地域移行の目標値などを勘案して、利用者数を見込んでいます。

◆ 6 期計画の見込み量

地域定着支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／月	2(2)	2(2)	2(2)

※()内は精神障がい者

6 児童福祉法に基づくサービス等について

障がいのある児童のライフステージに応じて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を図るとともに、そこから出てくるニーズ等を把握し、必要に応じたサービス提供が行われるよう努めます。

(1) 障害児通所支援

①児童発達支援

●サービスの概要●

未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

児童発達支援	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	513	513	568	545	629	568
サービス量	人日/月	4,294	4,061	4,753	4,295	5,262	4,475

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

第5期では、サービス量は見込み量を下回っているものの増加傾向にあり、近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆6期計画の見込み量

児童発達支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	592	617	643
サービス量	人日/月	4,663	4,859	5,063

②医療型児童発達支援

●サービスの概要●

障がいのある児童（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

医療型児童発達支援	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	12	13	12	16	12	14
サービス量	人日/月	197	187	197	206	197	205

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

直近3年間の実績の平均で見込み量を算出しています。今後も横ばいで推移していくものと見込めます。

◆6期計画の見込み量

医療型児童発達支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	14	14	14
サービス量	人日/月	205	205	205

③放課後等デイサービス

●サービスの概要●

就学中の障がいのある児童に、授業終了後または夏休みなどの休養日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進、その他必要な支援を行います。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

放課後等デイサービス	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	1,256	1,187	1,504	1,312	1,802	1,496
サービス量	人日/月	12,940	12,360	15,502	13,689	18,571	15,605

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

第5期では、サービス量は見込み量を下回っているものの増加傾向にあり、近年の伸びを勘案して、見込み量を算出しています。

◆6期計画の見込み量

放課後等デイサービス	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	1,705	1,944	2,216
サービス量	人日/月	17,790	20,281	23,120

④保育所等訪問支援

●サービスの概要●

保育所などに通う障がいのある児童に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

保育所等訪問支援	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	5	4	10	8	15	5
サービス量	人日/月	10	4	20	11	30	7

※人日とは「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」

●見込み量●

第5期では、見込み量を下回っており、直近3年間の実績の平均で見込み量を算出しています。

◆6期計画の見込み量

保育所等訪問支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	5	5	5
サービス量	人日/月	7	7	7

⑤居宅訪問型児童発達支援

●サービスの概要●

平成30年4月から始まったサービスです。重度の障がいなどにより外出が困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

居宅訪問型児童発達支援	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	1	0	2	0	3	0

●見込み量●

市内に提供サービス事業所はありませんが、ニーズはあるものと考え、第5期計画と同人数で見込みます。

◆6期計画の見込み量

居宅訪問型児童発達支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	1	2	3

(2) 障害児相談支援

●サービスの概要●

計画相談支援と同様に、障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うものです。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

障害児相談支援	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人/月	1,400	335	1,600	408	1,800	474

●見込み量●

今後も利用者は増加するものと想定し、近年の伸びを勘案して、利用者数を見込んでいます。なお、第5期の見込み量と実績に乖離があるのは、年間実利用者数で見込み量を算出したことによります。国の基本指針に倣い、第6期計画では月あたりの実利用者数で見込んでいます。

◆6期計画の見込み量

障害児相談支援	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/月	551	640	744

7 発達障がい者(児)への支援

(1) 発達障がい者(児)及び家族等への支援体制の確保

発達障がい者(児)の家族等への支援として、必要な知識を身につけ発達障がい者(児)の特性を理解し適切な対応ができるよう、専門的なスキルを有した職員によるペアレントトレーニングを実施します。

また、当事者同士が交流しながら安心して過ごせる居場所の提供を行い、発達障がい者(児)及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。ペアレントメンターの養成については、必要性等を検討していきます。

◆ 6期計画の見込み量

ペアレントトレーニング	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講延べ人数	人	450	450	450

ピアサポート活動	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加延べ人数	人	65	65	65

8 地域生活支援事業等について

地域生活支援事業は、障がいのある人が、住み慣れた地域で日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた形態により実施する事業です。

本市が実施する地域生活支援事業は次の(1)～(22)に掲げており、地域資源の活用や関係機関との連携を図り、現行サービス量の低下等を招くことなく必要な水準を確保し各事業を実施することができよう推進していきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人などが日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるための取組を実施し、共生社会の実現を図るものです。

●事業の概要●

①ボランティア活動支援事業

令和2年度までは、精神障がいに対する理解促進を目的とし、有識者による講演会や精神障がいのある人との交流等を行い、その後地域においてボランティアとして活動を行うこと等を支援する、ボランティア活動支援事業を実施していました。

令和3年度以降も、講演会等のイベントや各種教室等の形態により障がいへの理解促進に向けた取組ができるよう検討していきます。

◆5期計画の見込み量と実績

理解促進・啓発事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援することにより共生社会の実現を図るものです。

●事業の概要●

①ピアサポート事業

障がいのある人同士がピア（仲間）の視点で情報交換や交流できる場を設定することなどにより、障がいのある人の自立と社会参加の促進、活動の場の拡充を図る事業です。なお、第5期の見込み量と実績に乖離があるのは、第5期計画期間中に、委託先・事業内容・実施方法等について変更が生じたためです。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

自発的活動支援事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込み量	実績	見込み量	実績	見込み量	実績
実施箇所数	箇所	2	1	2	1	2	1
延べ利用者数	人	80	331	80	295	80	300

●見込み量●

これまでの実績に基づき見込み量を算出しています。

◆6期計画の見込み量

自発的活動支援事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	1	1	1
延べ利用者数	人	300	300	300

②ピアサポーターの配置

障がい福祉課窓口に、聴覚に障がいのあるピアサポーターを1名配置し、相談支援などを行います。

(3) 相談支援事業

障がいのある人、家族などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するものです。

●事業の概要●

①基幹相談支援センター等機能強化事業

令和2年度より直営及び委託先3箇所（計4箇所）において、専門的資格及び経験を有する相談支援専門員等を配置し、困難ケースなどへの対応、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、各関係機関との連携等を行い、相談支援体制を強化するための取組を実施しています。

②居住サポート事業

障がいのある人が民間賃貸住宅への入居を希望する際、入居時に必要な調整や入居後に安定した居住の継続を図ることができるよう支援する事業で、民間企業への委託により実施しています。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

基幹相談支援センター等 機能強化事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	6	6	6	6	6	4
利用者数(延べ人数)	人	7,000	7,238	7,000	7,118	7,000	7,000

居住サポート事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数(延べ人数)	人	60	117	60	95	60	110

●見込み量●

これまでの実績に基づき見込み量を算出しています。

令和3年度以降の見込み量は実人数としており、これは基幹相談支援センター等機能強化事業としての対応件数のみならず、一般的な相談支援事業を委託している事業所もあわせた対応件数となっています。

◆ 6期計画の見込み量

基幹相談支援センター等 機能強化事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	4	4	4
実利用者数	人	1,620	1,620	1,620

居住サポート事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	1	1	1
実利用者数	人	110	110	110

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり福祉サービス利用に関する契約を結んだりする必要があっても、自ら実行することが困難な場合があります。このような判断能力が不十分な方々を支援するのが成年後見制度です。

●事業の概要●

成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人に対し、審判の申立てに要する経費及び後見人等への報酬の助成を行っています。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み 審判請求(市長申立て)及び報酬助成

成年後見制度利用支援事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
利用者数	人	28	12	32	18	36	20

●見込み量●

これまでの実績に基づき見込み量を算出しています。

◆6期計画の見込み量

審判請求(市長申立て)及び報酬助成の合計

成年後見制度利用支援事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	20	20	20

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とするものです。

●事業の概要●

法人後見を行うことのできる法人を増やしていくための研修等実施に向けた取組ができるよう検討していきます。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

成年後見制度法人後見支援事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	1	0	1	0	1	0

●見込み量●

◆6期計画の見込み量

成年後見制度法人後見支援事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	0	0	1

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

●事業の概要●

手話通訳者派遣事業、要約筆記奉仕員派遣事業、手話通訳者設置事業を実施しています。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数 ()は利用件数	人	47	74 (545)	47	83 (543)	47	107 (360)

手話通訳者設置事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
設置手話通訳者数	人	3	2	3	2	3	3

●見込み量●

令和2年度の実績見込みは減ることが予測されますが、ニーズはあるものと考え、直近3年間の実績から算出しています。なお、手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、第6期計画では年間利用件数で見込んでいます。

◆6期計画の見込み量

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用件数	件	576	611	648

手話通訳者設置事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置手話通訳者数	人	3	3	3

(7) 日常生活用具給付事業

在宅で障がいのある人に対し日常生活の便宜を図るため、障がいの内容や程度に応じ生活に必要な日常生活用具を給付します。

●事業の概要●

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具や住宅改修費の給付を行います。

令和3年度から、日常生活用具のひとつである紙おむつの給付対象要件を拡充し、療育手帳重度（A1、A2）の方で、排泄の意思表示が困難なため常時紙おむつが必要であることを医師が認めた方へ紙おむつの給付を行います。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

日常生活用具給付事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
合計	件	5,407	5,211	5,663	5,492	5,932	5,702
① 介護・訓練支援用具 「特殊寝台、特殊マット、入浴担架等」	件	20	22	20	30	20	26
② 自立生活支援用具 「入浴補助用具、T字状・棒状の杖等」	件	85	67	85	66	85	70
③ 在宅療養等支援用具「ネブライザー (吸入器)、電気式たん吸引器等」	件	69	75	69	73	69	75
④ 情報・意思疎通支援用具「視覚障害 者用ポータブルレコーダー、視覚障害 者用拡大読書器等」	件	101	96	101	97	101	95
⑤ 排泄管理支援用具 「ストーマ装具、収尿器、紙おむつ等」	件	5,127	4,948	5,383	5,225	5,652	5,434
⑥ 住宅改修費「居宅生活動作補助用具」	件	6	3	6	1	6	2

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

排泄管理支援用具については、療育手帳重度（A1、A2）の方への紙おむつ支給分を加味して見込んでいます。

◆ 6 期計画の見込み量

日常生活用具給付事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	件	7,383	7,753	8,120
① 介護・訓練支援用具 「特殊寝台、特殊マット、入浴担架等」	件	26	26	26
② 自立生活支援用具 「入浴補助用具、T 字状・棒状の杖等」	件	70	70	70
③ 在宅療養等支援用具「ネブライザー （吸入器）、電気式たん吸引器等」	件	75	75	75
④ 情報・意思疎通支援用具「視覚障害者 用ポータブルレコーダー、視覚障害者 用拡大読書器等」	件	95	95	95
⑤ 排泄管理支援用具 「ストーマ装具、収尿器、紙おむつ等」	件	7,115	7,485	7,852
⑥ 住宅改修費「居宅生活動作補助用具」	件	2	2	2

（８）手話奉仕員及び手話通訳者養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としたものです。

●事業の概要●

初心者を対象として、手話奉仕員講座（３年間）と、そのステップアップを図る手話通訳者講座（２年間）の５年間を一区切りとして、手話通訳者を目標に人材を養成しています。

◆ 5 期計画の見込み量と実績 ※令和２年度実績は見込み

手話奉仕員養成研修事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
養成講座受講者数	人	13	14	13	12	13	9

●見込み量●

令和3年度と4年度は手話通訳者養成研修事業を実施し、令和5年度は手話奉仕員養成研修事業を実施します。

◆6期計画の見込み量

手話奉仕員養成研修事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成講座受講者数	人	—	—	14

手話通訳者養成研修事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成講座受講者数	人	9	9	—

(9) 移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行うことにより、地域における社会参加や余暇活動のための外出支援を行います。

●事業の概要●

個別支援型（ガイドヘルパー）と那覇市社会福祉協議会への委託により車両移送型（リフト付きバスによる移送）を行っています。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

個別支援型(ガイドヘルパー)	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人	321	305	335	297	350	305
延利用時間	時間	22,470	19,612	23,450	18,426	24,500	19,077

車両移送型 (リフト付きバスによる移送)	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人	70	78	70	85	70	84
延利用件数	件	2,530	2,093	2,530	2,014	2,530	1,505

●見込み量●

ガイドヘルパーについては、これまでの事業実績に基づき、見込み量を算出しています。リフト付きバスによる移送については、令和2年度コロナウイルス感染症の影響と思われる利用件数の減がみられますが、ニーズはあるものと考え、第5期と同じ件数を見込みます。利用者数は年間2人の増を見込みます。

◆6期計画の見込み量

個別支援型(ガイドヘルパー)	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	305	305	305
延利用時間	時間	19,077	19,077	19,077

車両移送型 (リフト付きバスによる移送)	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	84	86	88
延利用件数	件	2,530	2,530	2,530

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、障がいのある人が、いつでも利用でき、地域の実情に応じ、創作または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与することを基礎的事業としており、その基礎的事業を充実強化し、障がいのある人などの地域生活支援の促進を図ることを目的としています。

●事業の概要●

①地域活動支援センターI型事業(1箇所)

精神障がいのある人に対応する専門職員(精神保健福祉士など)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、精神障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業などを実施します。

②地域活動支援センターII型事業(1箇所)

機能訓練、社会適応訓練、入浴サービスなどを実施します。

③地域活動支援センターIII型事業(11箇所)

障がいのある人の生活や就労に関する相談対応、施設外における就労実習及び障害福祉サービスの情報提供などを行います。

◆ 5 期計画の見込み量と実績 ※令和 2 年度実績は見込み

地域活動支援センター	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績
実施箇所数	箇所	13	13	13	13	13	13
実利用者数	人	480	576	480	459	480	453

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき直近 3 年間の平均値で見込み量を算出しています。

◆ 6 期計画の見込み量

地域活動支援センター	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	13	13	13
実利用者数	人	528	528	528

(11) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とするものです。

●事業の概要●

①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業として、手話通訳者養成研修事業と要約筆記者養成研修事業を委託により実施しています。身体障がい者福祉の概要や通訳者の役割・責務などについて理解ができ、必要な基本技術を習得した通訳者を養成研修する事業です。

②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者のコミュニケーション手段と移動介助についての知識と技術などの講習を行い、通訳・介助員を養成研修する事業です。委託により実施しています。

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業の令和 2 年度実績については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、講座開催が中止となったため、0 となっています。

◆ 5 期計画の見込み量と実績（沖縄県全体） ※令和 2 年度実績は見込み

手話通訳者・要約筆記者 養成研修事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績
手話講習修了者	人	80	52	80	114	80	100
手話通訳登録者	人	20	2	20	6	20	5
要約筆記講習修了者	人	20	9	20	7	20	7
要約筆記者登録者	人	15	8	15	5	15	5

盲ろう者向け通訳・介助員養成 研修事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績
講習修了者	人	10	5	10	8	10	0
登録者	人	10	5	10	8	10	0

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量（沖縄県全体）を算出しています。

◆ 6 期計画の見込み量（沖縄県全体）

手話通訳者・要約筆記者 養成研修事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話講習修了者	人	93	93	93
手話通訳登録者	人	9	9	9
要約筆記講習修了者	人	20	20	20
要約筆記者登録者	人	15	15	15

盲ろう者向け通訳・介助員養成 研修事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講習修了者	人	20	20	20
登録者	人	10	10	10

③失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

今後、県や関係機関と連携し検討していきます。

(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者・要約筆記者や盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が難しい派遣などを可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

●事業の概要●

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、住民が参加する障がい者団体などの会議、研修、講演または講義、対応が困難な派遣などを可能とするため、手話通訳者または要約筆記者を派遣する事業です。

②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚と聴覚に重複して障がいのある盲ろうの人に対して、自立と社会参加を図るため、多様なニーズにこたえることのできる知識並びに技術を持った者を派遣する事業です。

◆5期計画の見込み量と実績（沖縄県全体）※令和2年度実績は見込み

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
手話通訳者派遣件数	件	35	37	35	24	35	3
要約筆記者派遣件数	件	15	16	15	11	15	2

②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
派遣件数	件	1,100	1,127	1,100	1,044	1,100	541

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量（沖縄県全体）を算出しています。

◆6期計画の見込み量（沖縄県全体）

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣件数	件	40	40	40
要約筆記者派遣件数	件	20	20	20

②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者向け通訳 ・介助員派遣事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣件数	件	1,000	1,000	1,000

③失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

今後、県や関係機関と連携し検討していきます。

(13) 福祉ホーム事業

住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援することを目的とするものです。

●事業の概要●

福祉ホームを運営する社会福祉法人等に運営費の補助を行う事業です。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

福祉ホーム事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人	1	1	1	1	1	1

●見込み量●

福祉ホームを利用している1人(県外施設)を計画期間の利用者と見込んでいます。

◆6期計画の見込み量

福祉ホーム事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	1	1	1
実利用者数	人	1	1	1

(14) 訪問入浴サービス事業

●事業の概要●

自力または家族の介助のみでは入浴することが困難な在宅の重度の障がいのある人に対し、訪問による定期的な入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持などの支援を行います。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

訪問入浴サービス事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人	1	1	1	1	1	1

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

◆6期計画の見込み量

訪問入浴サービス事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	1	1	1
実利用者数	人	1	1	1

(15) 日中一時支援事業

●事業の概要●

障がいのある人などの日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を図るものです。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

日中一時支援事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	70	72	73	77	75	85
実利用者数	人	175	155	183	160	188	159

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

◆6期計画の見込み量

日中一時支援事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	87	89	91
実利用者数	人	164	169	174

(16) 地域移行のための安心生活支援（居住体験事業）

障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援するものです。

●事業の概要●

長期入院、施設入所又は家族と同居中で、将来地域において自立生活を目指す障がいのある人に対して、地域生活を体験する機会の提供を行い、障がいのある人などの自立生活に向けた意欲の促進及び生活能力の向上を図ることを目的とする事業です。

第5期計画期間中は、委託できる事業者がなかったため実績はなしとなっていますが、令和3年度以降は、地域生活支援拠点における「体験の機会・場の確保」の機能整備に向けた取組として、実施方法等を検討していきます。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

居住体験事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	箇所	0	0	1	0	1	0
実利用者数	人	0	0	7	0	7	0

(17) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇などに資するため、また、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会を提供するものです。

●事業の概要●

①那覇市障がい者運動会

スポーツ活動を通じて障がいのある人の体力増強、交流促進などを図るため、「那覇市障がい者運動会」を開催しています。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

那覇市障がい者運動会	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
参加者数	人	600	516	600	435	600	中止

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。感染症なども踏まえ、今後、開催方法など検討していきます。

◆6期計画の見込み量

那覇市障がい者運動会	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	人	500	500	500

(18) 芸術・文化講座開催等事業

障がいのある人の文化芸術活動を振興するため、作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行うものです。

●事業の概要●

①那覇市障がい者美術展

障がいがある市民の創作意欲を促し、芸術活動の発表の機会とするとともに、市民の障がいのある人に対する理解と交流を深める目的で「那覇市障がい者美術展」を開催しています。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

那覇市障がい者美術展	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
来場者数(来場者及び出展者)	人	2,100	1,911	2,100	中止	2,100	700

●見込み量●

平成30年度以前の3年間の平均で見込み量を算出しています。感染症なども踏まえ、今後、開催方法など検討していきます。

◆6期計画の見込み量

那覇市障がい者美術展	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来場者数(来場者及び出展者)	人	1,800	1,800	1,800

(19) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳その他わかりやすい方法により、地方公共団体などの広報、視覚障がいのある人などの障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的または必要に応じ、提供するものです。

●事業の概要●

「広報なは市民の友」の点字版と音声テープを製作し、視覚障がいのある人に対して、点字及び音声による情報を定期的に提供する事業です。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

点字の広報等発行事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人	103	96	103	94	103	87

声の広報等発行事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人	83	73	83	70	83	64

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

今後、利用者のニーズ把握や広報媒体について検討していきます。

◆6期計画の見込み量

点字の広報等発行事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	87	87	87

声の広報等発行事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	64	64	64

(20) 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的としています。

●事業の概要●

権利擁護推進事業として実施し、被虐待者や養護者に対して適切な支援を行うために、関係機関との連携強化に努めるとともに、虐待防止の啓発活動を行います。また、虐待を受けた障がいのある人を保護・分離する手段として、緊急一時保護施設を確保します。

◆5期計画の見込み量と実績

緊急一時保護施設数	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
施設数	箇所	2	2	3	2	3	2

●見込み量●

引き続き、障がい特性に応じた施設の確保に努めます。

◆6期計画の見込み量

緊急一時保護施設数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	箇所	2	2	2

(21) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。

●事業の概要●

障がいのある人の自立した日常生活又は就労等社会参加を促進するため、障がいのある人の運転免許の取得費用又は自動車の改造に要する費用の一部を助成しています。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

自動車運転免許取得事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人	10	8	10	1	10	10

自動車改造助成事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人	6	3	6	6	6	4

●見込み量●

第5期では実績が見込み量を下回っていますが、ニーズはあるものと考え、第5期と同数で見込みます。自動車運転免許取得事業については、内容の見直しを検討します。

◆6期計画の見込み量

自動車運転免許取得事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	10	10	10

自動車改造助成事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	6	6	6

(22) 発達障がい者サポート事業

●事業の概要●

発達障がいのある人の円滑な社会生活の推進を図るため、保健、医療、福祉、教育等関係機関と連携し、発達障がいのある人本人及びその家族へ支援を実施する事業です。

第5期計画期間中に実施方法等を見直したため、当初の計画と実績に乖離がありますが、第5期計画において【相談支援延利用者数】の見込み量を設定していたため、発達障がい者サポート事業のうち相談支援に関する分のみの数値としています。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

那覇市発達障がい者 サポート事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
延べ利用者数	人	1,750	1,322	2,000	1,526	2,250	1,430

●見込み量●

令和元年度より、一部を地域生活支援事業として実施することになったため、第6期計画の見込み量は、発達障がい者サポート事業のうち地域生活支援事業として実施している保護者支援や本人活動支援（日中の居場所の確保以外）の利用者数としています。

◆6期計画の見込み量

那覇市発達障がい者 サポート事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	人	905	905	905

9 地域生活支援事業以外の事業等について

(1) 那覇市ジョブサポーター等派遣事業

●事業の概要●

障がいのある人の就職支援及び就労している障がいのある人の安定的かつ継続的な職場定着支援を図るために、ジョブサポーターの養成研修及び派遣を実施する事業です。

◆5期計画の見込み量と実績 ※令和2年度実績は見込み

那覇市ジョブサポーター等 派遣事業	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用者数	人	52	57	52	57	52	87

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

◆6期計画の見込み量

那覇市ジョブサポーター等 派遣事業	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	87	87	87

(2) 那覇市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律《2012年（平成24年）法律第50号》第9条に規定する障害者就労施設などからの物品などの調達の推進を図るため、方針を策定し取り組んでいます。

●方針について●

方針の適用範囲は、本市が発注する物品又は役務の調達とします。対象となる障害者就労施設などは、本市に所在のある障害者就労施設などを優先するものとしています。また、受注内容に応じて該当する障害者就労施設などへ業務をあつせん及び仲介を行う共同受注窓口からも物品などの調達を図ります。

◆ 5 期計画の見込み量と実績 ※令和 2 年度実績は見込み

障害者就労施設等からの 物品等の調達	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実 績	見込量	実 績	見込量	実 績
発注件数	件	30	33	30	22	30	22
発注金額	千円	35,000	37,085	35,000	36,246	35,000	36,246

●見込み量●

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

◆ 6 期計画の見込み量

障害者就労施設等からの 物品等の調達	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注件数	件	33	33	33
発注金額	千円	38,000	38,000	38,000



第4章

推進に向けて

第4章 推進に向けて

1 推進体制の充実

本計画は、福祉・保健、教育、就労、防災など、広い分野にまたがっていることから、効果的・効率的に推進していくためにも、全庁的な協力体制を確保していく必要があります。今後は、これまで以上に関係各課や諸機関との連携を強化していくとともに、市民、事業所の連携・協働のもと、各種取組の推進を図ります。

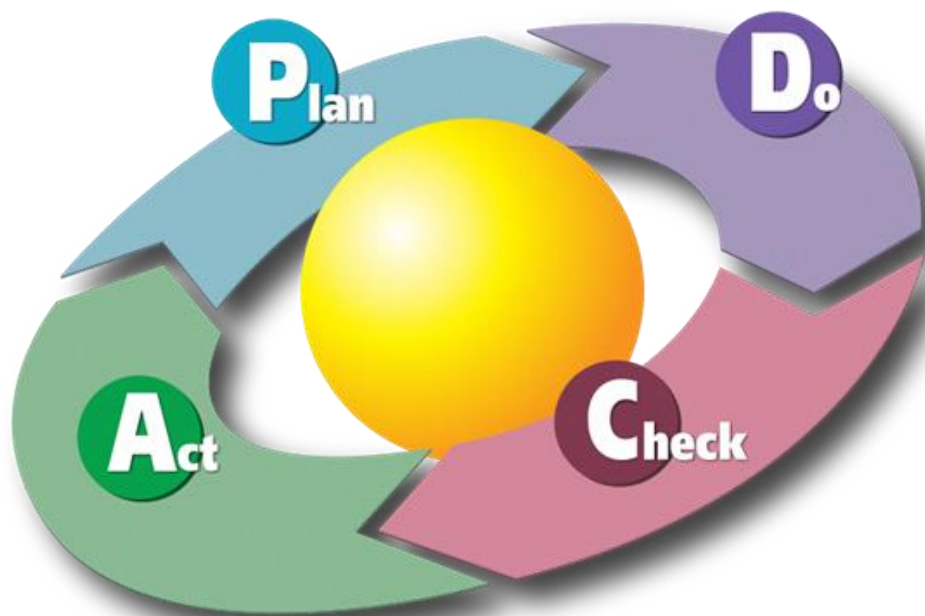
また、当事者意見が反映される仕組みづくりを図るとともに、「那覇市障がい者自立支援協議会」とも連携を図り、課題とニーズの把握や対応方策の協議などを行いながら、本プランの推進に取り組めます。

2 PDCAサイクルによる進行管理

今後においては、様々な分野で業務改善など広く活用されているマネジメント手法であるPDCAサイクルの導入により、本計画の進行管理を行っていくものとします。

具体的には、本計画で位置づけた内容を円滑かつ着実に実行していくため、毎年度「那覇市社会福祉審議会」に進捗状況を報告し、意見をいただくとともに、「那覇市障がい者自立支援協議会」において計画全体の進行管理や評価を適切に行い、その結果を次期計画に反映していくなど、課題に随時対応していくものとし、施策の一層の充実に努めていきます。

●PDCAサイクルの概念図





資 料

資 料

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

『なは障がい者プラン』の見直しにあたり、本市における障がいのある人の日常生活の状況や各種サービスに関するご意見などを把握し、改定の基礎資料とすることを目的としています。

(2) 調査の対象

調査対象	サンプル数
障がい者（児）（障害者手帳所持者） 【身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者】	5,800 人
難病患者（児） 【沖縄県特定医療費（指定難病）受給者証所持者・那覇市小児慢性特定疾病医療受給者証所持者】	600 人

※サンプルについては、対象者の中から無作為抽出法により抽出した。

(3) 調査の方法及び調査の実施時期

- ・調査の方法： 郵送による配布・回収
- ・調査の実施時期： 令和2年7月～8月

(4) 配布・回収の結果

	配布数	①回収数 【回収率】	無効回答 (※)	②有効回答 【有効回答率】
障がい者（児）	5,800 件	1,917 件 【33.1%】	1 件	1,916 件 【33.0%】
難病患者（児）	600 件	262 件 【43.7%】	0 件	262 件 【43.7%】

※無効回答については、白紙またはそれに準ずるもの。

2 団体ヒアリングの概要

(1) 目的

『なは障がい者プラン』の見直しにあたり、当事者団体の皆様からも広く、「活動状況や今後の方針」「活動にあたっての問題や課題」、「行政へのご要望」等をお聞きし、今後の障がい福祉サービス提供体制の整備と支援策検討に役立てることを目的としています。

(2) 手法及び回答団体数

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、ウェブアンケート形式にて行っています。6 団体より回答をいただいています。

3 事業者ヒアリングの概要

(1) 目的

『なは障がい者プラン』の見直しにあたり、関係事業所の皆様から広く、「サービス提供状況」「サービス利用者の実態」、「人材の確保状況」、「行政へのご要望」等をお聞きし、今後の障がい福祉サービス提供体制の整備と支援策検討に役立てることを目的としています。

(2) 手法及び回答事業者数

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、ウェブアンケート形式にて行っています。76 事業所より回答をいただいています。

4 第4次那覇市障がい者計画のまとめ

(1) 障がいのある人もない人も共に支え合う安心のまちづくり

1. 差別の解消及び権利擁護の推進

①障がいを理由とする差別の解消・虐待の防止

平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

また、平成 24 年 10 月の「障害者虐待防止法」の施行に伴い、「那覇市障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待に関する相談業務、通報または届出の受理、虐待を受けた障がい者の保護のための一時保護施設の確保などを行っています。

市では、パンフレットなどで周知に努めていますが、まだ十分とは言えず、今後も、家庭、障害者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村などに通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

●アンケート調査より●

障害者差別解消法の認知度は、6 割以上が「知らなかった」と回答しています。

差別や嫌な思いをしたことがあるかでは、「よくある」、「時々ある」を合わせた「ある」の割合は、身体障害者手帳所持者で 35.8%、療育手帳所持者で 46.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者で 46.6%と、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者に差別を受けたり、嫌な思いをした経験者が多くなっています。

これまでに虐待されたと感じたことがあるかは、「ある」の割合は、身体障害者手帳所持者で 8.4%、療育手帳所持者で 9.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者で 20.0%と、精神障害者保健福祉手帳所持者に虐待されたと感じたことがある人が多くなっています。

那覇市障がい者虐待防止センターの認知度は、8 割以上が「知らない」と回答しています。

②成年後見制度の利用支援

地域生活を進めていく上で、判断能力やコミュニケーション能力が十分でないために、自らの意思を適切に表現できない知的・精神障がいのある人などは、サービスの利用や財産管理などで、生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、障がいのある人の権利や財産などを守るための支援が必要です。

障がいのある人の権利を擁護する仕組みとしては、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」により、福祉サービスの利用やそれに付随した日常生活上の金銭管理などを支援する取組がなされている他、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」がありますが、障がいのある人にはこれらの関連制度についての認知度はまだまだ低く利用者も少ない状況にあります。今後、障がいのある人の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、必要な方に対して制度利用の支援をする必要があります。

●アンケート調査より●

成年後見制度の認知度は、「制度のだいたいの内容を知っている。または、よく知っている」という割合は2割程度となっていることから、必要な人が必要な時に使えるよう制度の周知が必要となります。

日常生活自立支援事業の認知度は、「制度のだいたいの内容を知っている。または、よく知っている」という割合は1割程度となっていることから、必要な人が必要な時に使えるよう制度の周知が必要となります。

2. 障がいのある方への理解の促進

①福祉教育・広報啓発活動の推進

障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らせる社会をつくるには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深めることが必要です。

市では、様々な広報・啓発活動を進めてきましたが、依然として障がいのある人を特別な存在として特別視したり偏見を持って接したりするというような「意識上の障壁（心の壁）」が存在しています。

●アンケート調査より●

障がいのある人に対する市民の理解は、「理解されていない」という回答割合の方が多くなっています。また、「理解されている」の割合は、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者で3割を超えているものの、精神障害者保健福祉手帳所持者では若干低く、2割台に止まっています。障がいのある人に対する理解は、その基盤づくりが重要であることから、福祉教育や子どもの頃から障がいのある人とふれ合うなど、その環境づくりが必要となります。

②障がいのある方を支える地域づくりの推進

障がいのある人を地域で支えるためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワークの充実が不可欠です。

市では、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体などが様々な福祉活動を行っています。また、障がいのある人の社会参加が進む中、ボランティアは地域の福祉活動を支える大きな力となっており、その果たす役割はますます重要となっています。

●アンケート調査より●

障がいのある人が独立して暮らしていくために必要なことは、「地域の支え合いによる支援が得られること」、「地域の理解が得られること」に約2割の回答があります。

3. 相談・情報提供の充実

①相談体制・相談支援機能の充実

障がいのある人が自立し、安心して地域生活を送るためには、障がいのある人やその家族が抱えている様々な悩みを解消するための相談支援体制の充実が不可欠です。

障がいのある人が感じる悩みや不安は、障がいの種類や程度、社会状況、年齢など、様々な要因によって異なりますが、障がいのある人ごとに異なる諸課題を身近に、気軽に相談でき、適切な助言を受けられるようにすることが何より大切なことです。

●アンケート調査より●

相談相手は、約6割が身近な「家族や親戚」を挙げています。また、療育手帳所持者では「現在利用している事業所、施設などの職員（ホームヘルパー、グループホームなど）」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「医療機関（医師、看護師、精神保健福祉士など）」という回答も多くなっています。

②情報提供等の充実

障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した情報通信機器利用の促進、サービスなどの周知など、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上に努める必要があります。

I T（情報技術）の発達とともに、パソコン（インターネット）や携帯電話の普及が急速に進み、情報取得の手段やコミュニケーションをとるツールとして幅広く利用されるようになっていますが、情報機器の利用機会及び活用能力による格差という新たな問題も起こっています。

行動の制約を伴う障がいのある人にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障がいによる利用機会などの格差が生じないよう配慮し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

●アンケート調査より●

情報の入手先は、「病院、診療所、薬局など」、「家族、親戚、友人、知人」、「インターネット・SNS」などが多く挙げられています。

4. 防災対策・消費者保護対策の充実

①防災・災害対策の充実

近年、全国各地で地震や台風による土砂災害、河川の決壊などの大規模災害により、多くの命が奪われるなど多大な被害が発生しています。東日本大震災の検証によると、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がいのある人の死亡率が健常者の死亡率の2倍になるなど、避難行動要支援者における被害の大きさが報告されています。災害発生時に、被災の影響を最小限にとどめるためには、情報の伝達や避難誘導などを迅速かつ的確に行うことはもちろんですが、避難先での生活について個々の状態に応じた配慮が必要です。

●アンケート調査より●

那覇市避難支援希望者名簿の認知度は、「知っていた」という割合は2割程度となっていることから、利用したい人が利用できるよう制度の周知が必要となります。

災害時に困ると思われることは、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」、「被害状況、避難の場所、物資の入手方法などがわからない」、「安全な場所まで、すぐに避難することができない」などが挙げられており、治療に関すること、避難に関することに不安がみられます

②消費者保護対策の充実

障がいのある人を犯罪から守り、消費者被害などにあわないようにするためには、障がいのある人自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることも必要ですが、地域ぐるみの見守り活動を含めた犯罪被害の発生を未然に防ぐ防犯対策が必要です。

消費者被害の防止や被害からの救済については、必要な情報提供を行うとともに、市や消費生活センターなどにおける、相談体制の充実に努める必要があります。

5. 人にやさしいまちづくりの推進

①福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で自立して安全に安心して社会生活を送るためには、建築物、公共交通機関、住環境などが障がいのある人にとって利用しやすい環境であることが求められます。本市においては、「高齢者、障害者などの移動などの円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）や「沖縄県福祉のまちづくり条例」を基本として、障がいのある人や高齢者が安心して快適な生活を送れるよう安全性・利便性・快適性が確保されたまちづくりを推進しています。

●アンケート調査より●

外出のときに、不便に感じることは「道路や歩道に段差が多く、移動しにくい」、「道路や歩道に障害物（自動車・自転車・バイクなど）があり、通りにくい」が比較的多く、バリアフリー化への対応が求められます。

②移動支援の充実

障がいのある人の積極的な社会参加を実現するためには、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実が不可欠です。移動手段を確保することによって、障がいのある人は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大し、積極的な社会参加にもつながります。外出支援については、障がいのある人の利用に配慮された交通機関の導入、経済的負担の少ない利用方法、歩道の幅の拡幅や段差、傾斜の改善、などのバリアフリー対応の他、障がいのある人に対する付き添いサービスの利用やボランティアなどの派遣など移動支援サービスなどの拡充を図る必要があります。

●アンケート調査より●

外出の状況は、毎週外出している人が8割以上いるものの、「月1～3回」、「年に数回」、「ほとんど外出していない」という回答も15.6%あり、外出するうえで困ることでは、「移動手段の確保が難しい」という回答も1割程度あることから、移動手段の確保が外出の妨げにならないよう、移動手段の充実が求められます。

(2) 障がいのある方の暮らしと成長を支える基盤づくり

1. 健康づくりの推進

①障がいのある方に対する保健・医療サービス等の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、適切な保健・医療、リハビリテーション、あるいは看護・介護サービスを受けることができる一貫したサービス提供体制の整備が必要です。

また、高齢化の進行とともに、地域における長期療養者が増加すると考えられ、障がいのある人にとってのリハビリテーション及び医療の充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するために不可欠なものであることから、医療機関のさらなる充実とともに、保健・医療・福祉分野の関係機関との連携を強化し、それぞれの役割のなかで障がいのある人一人ひとりのニーズに合ったリハビリテーション及び医療の充実に努めていくことが必要です。

●アンケート調査より●

日常生活の中で、どのようなことについて相談したいと思うかは、「自分の体調（病気、薬の管理など）や精神面のこと」が最も多い回答となっています。

②障がいの発生予防と早期発見

生まれたときからの障がいや、事故や生活習慣病の後遺症、難病から障がいになった人など、障がいの原因は様々です。

身体の障がいは後天性疾病によるものが多く、中でも「脳血管疾患」、「心疾患」によるものや、「糖尿病」の進行を起因とする「腎疾患」によるものが増加しています。このように、壮年期以降の疾病などによる障がいの発生も多いことから、生活習慣病などの疾病対策も重要な課題となります。

2. 療育と教育の充実

①療育・保育・幼児教育等の充実

早期療育においては、保育、学校教育などの各段階における生活の基盤をつくり、障がいのある人が地域で自立した生活を送るための基礎をつくる極めて重要なものであることから、療育機関との連携のもと必要な支援を行っていく必要があります。

また、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる「インクルーシブ教育システム」を推進していく必要があります。

②特別支援教育等の充実

特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行おうとするものです。

障がいのある子どもも、できる限り障がいのない子どもと共に育ち、障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが地域の一員として生活を送ることができるような学校教育の実現に向けて、特別支援教育の充実を図る必要があります。

3. 生活支援体制の整備・充実

①障害福祉サービス等の充実 ②地域生活支援事業関連のサービスの充実

障がい者施策の目指すところは、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で家族などとともに安心して暮らすことができるよう支援することです。このため、利用者本位の考え方に立って、個々の障がいのある人の多様なニーズに対応するため、サービスの質的・量的充実に努める必要があります。

県やサービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努め、また、サービスの量的な確保だけでなく、障がい特性に配慮した十分な対応ができるようサービスの質的向上を図る必要があります。

●アンケート調査より●

サービスに満足していない理由については、「サービスの利用回数や時間がたりないから」、「緊急の時や必要な時につかえないから」が比較的多い回答となっており、サービスの供給状況を含め現状把握を行い、必要であれば、サービス提供体制の充実が必要となります。

サービスを利用していない理由は、「家族で十分な介助や介護ができているから（利用する必要がないから）」、「必要とするサービスがないから」と必要としていないという回答が多いものの、3番目に多い回答に「どのようなサービスが利用できるかわからないから」という回答があり、サービスを必要としながら利用できていない可能性もあることから、情報提供などサービスの周知が必要となります。

③経済的援助の周知

障がいのある人の経済的負担の軽減の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金などの年金や特別障害者手当などの各手当は、障がいのある人やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

また、このほかにも障がいのある人の経済的自立を支援するため、自立支援医療費の助成をはじめ、自動車税の減免、鉄道・バス・航空・タクシーの運賃及び有料道路通行料金の割引、さらには、公共施設の利用料の減免などが行われています。

●アンケート調査より●

障がい者（児）への施策をより充実させていくために、沖縄県や那覇市に対してどのようなことを要望するかは、「医療費の軽減、手当てなどの経済的援助の充実」が最も多い回答としてあげられています。認知度の低い制度もあることから、必要な人が利用できるよう各種制度の周知の徹底に努める必要があります。

4. 地域移行の推進及び住まいの確保・充実

①地域移行に向けた支援の推進

障害福祉サービスなどの提供にあたっての基本方針として、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することが定められています。精神障がいのある人の地域移行支援については、地域移行までに長い期間が必要であり時間を要するという現実があるほか、アパートなど賃貸契約時の問題や金銭管理をはじめとする退院・退所後のさまざまなトラブルへの対応、不規則な時間帯や夜間の不安に対応するための電話サポートなど、在宅生活をトータルに支える仕組みのさらなる充実が必要です。

●アンケート調査より●

障がいのある人が独立して暮らしていくために必要なことは、「住まいが確保されること」、「仕事が確保されること」、「在宅福祉サービスが十分なこと」が比較的多い回答として挙げられています。

②多様な住まいの確保・充実

障がいのある人が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。

また、障がいのある人の持ち家や民間の賃貸住宅においてもバリアフリー改修を促進し、日常生活における入居者の負担軽減を図るため、住宅改修制度の普及や制度を利用するための支援を推進していく必要があります。

さらに、入所者、入院患者が地域生活への円滑な移行を進めていく上では、グループホーム（共同生活援助）の役割は極めて重要です。

●アンケート調査より●

障がいのある人が独立して暮らしていくために必要なことで「住まいが確保されること」という回答が最も多く、住まいの重要度が高くなっています。

住まいは、「民間の賃貸住宅（借家、アパート、マンションなど）」、「自分や家族などの持家（戸建て、分譲マンションなど）」が多くなっています。

住まいの改修意向は、「改修したい」、「賃貸住宅のため改修したいができない」、「経済的な理由で改修したいができない」を合わせると全体の3割以上に改修意向があるものの、経済的な理由などで改修することができない人もいます。

(3) 障がいのある方がいきいきと活躍できる環境づくり

1. 就労支援の充実

①一般就労への移行支援・福祉的就労に対する支援

障がいのある人が働く場合、就労先の開拓や斡旋、職業研修、定着支援、就業フォロー、さらには生活全般への支援といったものが密接に関連して初めて成り立つものであることから、就労と生活の総合的な支援が必要です。

職場適応への支援については、障害者総合支援法の障害福祉サービスの「就労移行支援」をはじめとした各種制度の活用を促進しながら、市内・近隣市町村での障がい者雇用を一層強化していくことが求められます。

また、障がいのある人は就労先において様々な問題を抱えていることが少なくないことから、障がいのある人の就職後の悩みに関する相談などを受け付け、職場環境の改善と職場への定着率を高めていくことが今後一層大切となってきます。

②雇用促進・経済的支援の推進

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を送るためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を発揮することができるよう、障がい者雇用の理解と促進を図り、就業機会の確保に努める必要があります。

また、令和3年度より法定雇用率が2.3%に引き上げられることを踏まえ、更なる障がい者雇用の促進と定着を図るため、障がい者法定雇用率や障がい者雇用促進のための助成金及び援助制度、あるいは税制上の優遇措置についての周知に努め、事業主や同じ職場で働く人々に対して理解を得るための啓発活動を充実し、障がいのある人の職場定着の向上に努める必要があります。

●アンケート調査より●

仕事をしていない理由は、「働きたいが働ける環境が整っていない」が最も多い回答となっており、障がいのある人が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思うかは、「経営者・職場の人が障がいに理解があること」、「健康状態にあわせた働き方（通院ができるなど）ができること」、「障がいにあった仕事内容であること」などが挙げられており、障がい・障がいのある人への理解に関する事業主への働きかけ、障がいなどの状態に合わせた働ける環境づくりが重要となります。

2. 社会参加の促進

①スポーツ・レクリエーション、文化活動の充実

障がいのある人のスポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動への参加は、生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために大切なものです。

障がいの種別、程度にかかわらず、誰もが気軽にスポーツや文化芸術活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がいのある人が参加しやすい環境を整える必要があります。

●アンケート調査より●

今後やってみたいスポーツやレクリエーション活動は、「旅行」、「散歩」、「ウォーキング・ジョギング」などが挙げられています。

②地域活動・社会貢献活動への参加促進

障がいのある人が主体的に活動していくためには、個人活動だけでなく、目的をともにした団体に所属し、その活動を通じて社会参加していくことのできる環境づくりも必要です。

また、ボランティア活動は、障がいのある人へのサービス提供や社会参加の支えになるだけでなく、心の交流による精神的な豊かさをもたらし、ボランティア活動に参加する人にとっては、その活動を通じて障がい者問題に対する理解や障がいのある人に対する認識を深めることにもつながります。さらに、社会参加の一環として障がいのある人自身が、ボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも有意義なものです。

●アンケート調査より●

参加したことがある地域の活動や行事などは、「自治会のお祭りなどの催し・行事」、「市の催し・行事」、「障がい者団体の活動」が多くなっています。また、今後参加したい地域の活動や行事などは、「市の催し・行事」、「ボランティア活動」、「自治会のお祭りなどの催し・行事」となっており、当事者のボランティア活動は、生きがいや仲間づくり、健常者の理解促進にも繋がることから、活動しやすい環境づくりが必要となります。

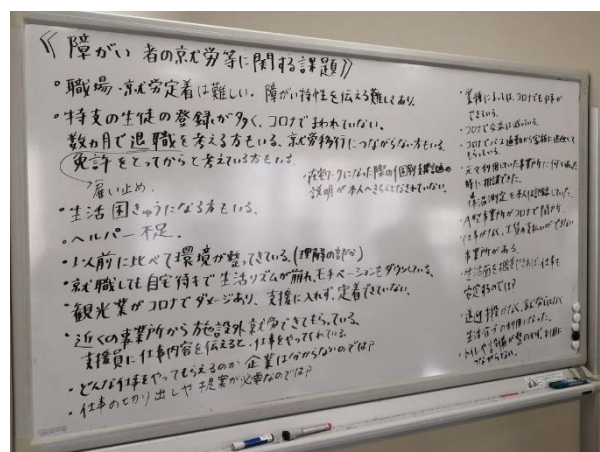
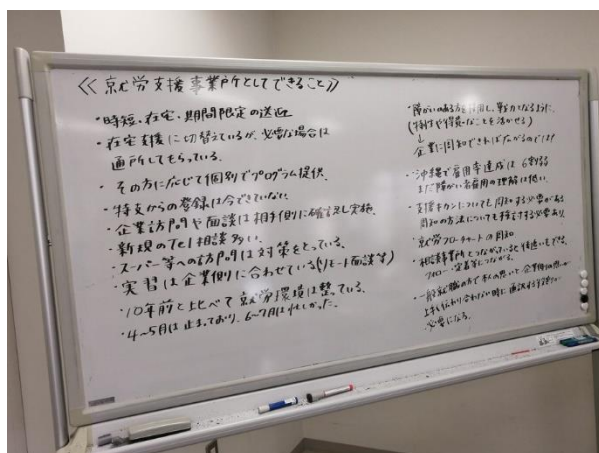
5 ワーキンググループによる検討・協議

(1) ワーキンググループ開催概要

名 称	日 時	場 所
相談ワーキング	7月31日 14:00～16:00	那覇市役所 401AB 会議室
就労ワーキング	8月4日 15:00～17:00	那覇市役所 401AB 会議室
住まい・暮らしワーキング	8月7日（書面開催）	—
子どもワーキング	8月11日（書面開催）	—



なは障がい者プラン策定ワーキング開催要項に基づき、「相談ワーキング」「就労ワーキング」「住まい・暮らしワーキング」「子どもワーキング」を開催いたしました。各ワーキングにて出されたご意見等については、その後の、作業部会と検討委員会、並びに自立支援協議会にて確認・協議のうえ「なは障がい者プラン」策定の参考とさせていただきます。



(2) 相談ワーキング

ワーキング検討結果	→	検討課題（要約）
重度の知的・精神障がいの方々への対応については事前に計画し確実に避難できるようにしてほしい。 聴覚障がい者の場合、聞こえないことによる避難の難しさがあるので支援の強化をお願いしたい。 避難所として病院を開放しているが、医療ケアが必要な子どもを抱えている家族は手伝う人がいないと移動が大変。 福祉施設が孤立した場合、そこから避難する方法や施設利用者への支援継続をどのようにして実現するか。 など	→	避難計画における障がい者対応の充実
安心して避難できるよう障がいのある人に対応できる設備や対応がほしい。 また、避難所の感染症対策についてもしっかり織り込んでほしい。 福祉避難所の点検が必要。福祉サービス事業所に配備（非常用物資）して、連携をする形も考えられるのではないかな。 地域の人が福祉施設に避難するというのも考えられると思う、作業所が避難所として指定されれば一石二鳥ではないかな。 など	→	福祉避難所の環境整備
当事者が積極的に出ていくのが望ましいと思う。昔に比べると、今の世の中のほうが交流の中で学んでいけるのでは？保育園での教育も大事。 地域子どもたちが障がい者と接触する機会は以前より増えている。子どもたちの交流の場で福祉教育が行えて、差別解消や共生社会に向かう意識が高められたらと思う。 障がいのある子どもと我が子とが仲良く過ごしているのを良いなと思った。分け隔てなく交わる環境は大事だと思う。 職場や企業での差別の解消と権利擁護の教育も必要ではないかな。 など	→	福祉教育等による心のバリアフリー促進
緊急対策としてショートステイの利用条件緩和なども一つの考え方では。 ヘルパーなどが濃厚接触者となった場合にも、支援継続が困難になる。1事業所だけを使っている方はサービスを受けられなくなる可能性高い。 家族がコロナウィルスに感染した場合の利用者の受け入れ先がない、そういうときの相談員の対応策があるといい。各事業ごとのマニュアルがあったらよいのではないかな。 など	→	地域・家庭での感染症対策
避難所の体制について情報がいきわたっていない 那覇市の防災気象メールを登録している人も増えているが言葉が難しくて理解できないという声がある、高齢者等に障がい者が含まれるかどうかを理解できていない方も多し。漢字が読めない方もいる。 外国籍の方からは那覇市の外国語での情報周知は喜ばれている など	→	分かり易い情報発信
障がい者手帳の活用について、手帳の種類（身体・療育・精神）が複数あることがドライバーに周知されておらず、手帳を提示してもタクシー料金の割引が受けられなかったことがあった。制度を周知する努力が必要と感じる。	→	各種支援制度の関係者への周知徹底
休日に役所等がしまっているときの相談先がないので対策が必要。	→	緊急時の相談先確保
自分の経験で、モノレールの切符を買う際にいちいち人に対応してもらわないといけないので、障害者手帳をスキャンして自動的に処理されるようにしてほしい。時間の短縮にもなるので是非とも実現してほしい。	→	ICT活用による障がい者支援の推進
虐待防止センターについて、実際にどんな事例があったのかを自立支援協議会（特に相談WG）に情報提供してほしい。困難事例にどのように対応したのかを知りたい。	→	虐待防止に向けた取り組みの充実

(3) 就労ワーキング

ワーキング検討結果	→	検討課題(要約)
障がい者の職場定着にむけて、3障害それぞれの特性にあわせた支援が必要。協力企業に対して特性を踏まえた理解を促しているが難しい面がある。	→	障がい特性に合わせた就労環境の整備
トイレをはじめ事業所のバリアフリー環境の整備が進めば就労継続できる人が増えるのではないかな。	→	バリアフリー環境の整備
就労継続のためには、職場の中で相談できる体制（朝、昼の体温記録をつけることで体調不良の確認をするなど）が重要。	→	障がい者雇用への理解促進
施設外就労も掘り起こせば多くある。多くの企業は仕事そのものを分解できていないので、障がい者にもできる仕事を切り出すことができれば、もっと障がい者雇用は進むはず。 など		
就労移行支援の活動の中では、企業への本人に関する説明と本人への継続フォローを継続することが大事。支援者がアンテナをはり、本人の想いを聞き、モチベーションを下げない、安心な環境作りが必要。	→	就労支援体制の充実
支援学校からの定着支援への登録が83名（通常は50名前後）と今年は多くフォローしきれていない。		
就労支援に関する情報が十分には浸透していない、企業の受け入れたい思いと、行政の制度、本人の生活などを包括的に支援できるようにしてほしい。 など		
コロナ関係では非常事態の中での支援策が大事。段階的に経済活動を再開する流れに対応しきれていない障がい者もいる、個別支援計画が重要。	→	個別支援計画の有効活用
就労継続のためには生活の安定が欠かせない、生活と就労を本人の希望に合わせてうまく支援できる個別支援計画が理想的		
就労定着、ジョブサポーター等によるマッチングが大事。ナビゲーションブックを作成し本人に伝える工夫なども有効。 など		
障がい者によっては通勤等に課題の大きい人もいる、そこで通勤支援を改善出来れば良いと思う。遠方への通勤支援も必要ではないかな。	→	通勤・通学支援策の充実
コロナ禍で通勤と通学が課題になっているので、タクシー利用など行政の支援策として何かあってもよいのではないかな。 など		
車通勤していた障がい者が骨折を契機に通勤手段を失ってしまい、就労機会を失うリスクが発生したケースがあった。ハブニングによって就労継続できない時に、2～3か月の短期間支援できる体制作りも必要である。	→	緊急時の支援体制の確保
コロナの影響で転職を余儀なくされ、結果として失業したケースもある。傷病手当の支給というセーフティネットもあるが、本人の働きたいという意欲に応えていきたいと感じる。		
コロナウィルスの影響で会社自体が厳しい状況の中で雇止めなどは増えている。生活に影響がでている方もいる。また、ジョブサポーターが企業に入れないため定着支援が難しくなっている。	→	ウィズコロナ環境下での就労支援策展開
コロナ禍で廃業した法人が出ていて、否応なく就労機会を失うケースが出てきている。 など		
就労支援で雑貨や小物を作っている所は多いので、那覇市や県でネット販売するなど流通機会をつくってはどうか。	→	就労支援事業所の新形態模索
各事業所で作ったものを組み合わせてコラボ商品として広げると更に良い。SSTなどのプログラムを受けているところもあり、単独で取り組むより連携して取り組む意義は大きいのではないかな。		

(4) 子どもワーキング

ワーキング検討結果	→	検討課題（要約）
早期支援、親子通園の大切さをもっと広めていきたい。		年少期からのライフステージに応じた支援
子ども期から成人になるときのライフステージごとに支援のつながりが必要。子どもの成長の記録を積み重ねることで本人や親が困らないように新サポートノートエイブルなどの活用をもっと行ってほしい。		
重度な障がいだど特別支援学校への流れになっていることが多いように感じる。当事者や家族の意向をしっかりと聞きながら移行先を決めてほしい。		学校における支援体制の充実
子ども同士の関わり合いの中で障がいのある子供たちが成長していける、同年代のキーパーソン（支援をしてくれる子）を増やしてほしい。		
どんな学校へ行ってもすごせる学校環境を作してほしい。		
特別支援教育補助員の先生が確保できていない。 など		
支援を行っての中で、本人の困っている事と保護者の困っている事に認識の差を感じる。親の理解の部分で親支援も必要だと思う。		保護者への支援の充実
父子家庭についての支援の強化。支援がスムーズに受けられるシステム作り。また、仕事をしながらも負担なく申請できる仕組みが必要だと思う。		
子ども自身が通えるところは増えているが、保護者同士のつながれる場が少ない。 など		
地域に重度な医療ケア児が増えてる現状がある。入院期間も短く、在宅での療養が長いので、日常生活用具の使用頻度が増えているので、日常生活用具の縛りの年数検討出来ないか？		医療ケア児、その保護者に対する支援の充実
お母さん方が定期的に検診や人間ドッグ等が受けられてない状況がある。ディーやショート利用し、検診受けたくても、重度である為、預けられない現状もある。		
地域だけではなく、入所施設、基幹病院、在宅など、多職種で考える時期が来ていると思います。学校等にも必要な人材の配置（看護師等）の検討出来ないか？ など		
高度な医療ケア児が増えている中で、ショート利用できる施設が少なく、親が疲弊してる。短期入所などレスパイトする場所がない。		短期入所施設の拡充とレスパイト支援体制
対応事業所の確保や課題解決のために医療機関や事業所へ協力をお願いする際の目安として、医療ケア児の人数や、短期入所の利用希望など、実際のニーズを把握する必要がある。		
保護者の出産や入院、休息のための短期入所施設があまりにも少ない。児童相談所ではなく、もう少し気軽に利用できる施設があれば、保護者の安心にもつながると思う。 など		
重心のディサービスを利用する時、療育手帳が必須の為、利用できない児がおり困っている。また、未就学児ディー、放課後ディーなどが少ない現状がある。（5人以上利用できるディーが少ない）		児童通所支援等の拡充
保育所等訪問事業が福祉サービスであるが、なかなか活用が少ない。		
児童ディサービス等の事業所連絡会などで横のつながりや、発達障害の方の支援でケース検討会などを活発化してくれたい。		
日中一時支援事業受け入れ事業所が少ない（単価安い） など		

ワーキング検討結果	→	検討課題（要約）
公共施設利用時の施設側からの心無い一言が、いまだにあることは、とても残念。障がい＝「人に迷惑をかける存在？」間違ったとらえ方をしている方も多い。 「発達」の診断がつきやすくなった事で、「障がい」と過剰反応する事が多くなっていると思う。誰もがこだわりや苦手、得意の凸凹があるが＝「障がい」ではない。社会的な考えとの差が大きいことで、本人も困っているが、それを個性としての受け止めができるような社会になってもらいたい。 学校教育の中で、子どもで交流する環境が広がることで、福祉教育がひろがる（インクルーシブが当たり前の環境になる。） など	→	福祉教育等による心のバリアフリー促進
那覇市の障がい分野で、特定相談支援事業所や学校等との連携強化も必要のため、こども発達支援センターの役割が重要になると思う。 各相談窓口（行政）間の連携がスムーズにされていない。各窓口で同じ説明をしないとイケない。障がいの特性によって窓口が異なるが、当事者、家族に上手く情報が伝わりにくい。 以前に比べると非常に連携しやすくなっている。しかし、公立学校のコーディネーターが学級担任なので、細かい部分での調整や連携が厳しい。 など	→	相談窓口の周知と連携強化
各小学校、中学校校区で、見回り隊（学校PTA、民生員、子ども会）が連携し、地域の子どもたちの状況の把握、ひとり親世帯、障がい児のいる家庭での困り感を話せる環境づくりに協力できる体制づくりが必要。 少し頑張れば、地域で過ごせる子まで、デイの利用を進める必要はない。社会適応するためにも、地域で友達と過ごすことで対処能力をつけることができるよう、地域資源の活用、地域での理解を促す活動が必要。	→	地域での支えあいの仕組みづくり
当事者やその家族になって初めて「障がい児支援」の情報を知ることが多い。第3者の方々にも知ってもらうことも必要ではないか。 移動支援にて学校への通学の許可が今年度より出ているが、どのくらい活用されているのか？周知についてはどのくらい進んでいるのか？	→	分かり易い情報発信と既存支援策の活用
コロナでIT授業などが出ているが、継続して活用することで、学校教育と一定の距離をとりながら支援ができるような仕組みを検討してはどうか？	→	ICT活用による障がい者支援の推進
感染症（コロナ）の際に受け入れ先がない。主な介護者が感染した時や当事者が濃厚接触者になってしまうと、福祉サービスや訪問看護での支援介入は限界があるため、医療を含めた地域の体制作りが急務だと思う。	→	地域・家庭での感染症対策

(5) 住まい・暮らしワーキング

ワーキング検討結果	→	検討課題（要約）
障がいのある人が借りられる物件が限られている。障がいがあると伝えると、不動産業者からも大家さんからも入居を断られることが多い。 保証人がいないと「居住サポート」も利用できず、物件を探すことも難しい。連帯保証人や身元引受人のいないケースでは住まいの確保が（施設・アパート等とともに）困難で、成年後見制度利用・活用もハードルが高い。 県外では連帯保証人がいない場合でも家賃保証会社を利用すれば入居可能な物件が多いが、沖縄では保証会社の利用に加えて連帯保証人が必要。 居住サポート事業は身元引受人不在だと申請出来ない。また申請が受理されても協力的な不動産屋や大家が少なく賃貸契約までに時間がかかる。 など	→	障がい者による賃貸契約の困難性解消
グループホームが増えているが、個別支援計画が立てられていないなど、利用者への支援体制や関係機関との連携体制を整える必要がある グループホームの利用にあたって、前提となる要件が厳しいケースも多く、入居調整がスムーズにいかないことがしばしばある。 医療機関で入院治療を終えた医療ケアが必要な方やご家族から、介護スタッフのいる施設への入所希望があるが、医療ケアの必要な方に対応できる（看護師が24時間配置されている）グループホームが少ない。 など	→	グループホーム利用環境の整備・拡充
安心して暮らせる地域づくりとして、地域包括支援センターとの連携、各社協との連携がスムーズにできるネットワークの構築が必要なのでは？ 長期にわたり問題が複雑化している世帯では、関係機関（チャージンじゅう課・包括支援センター、子育て応援課等）との協働が欠かせない。 障がい者サービスから介護保険サービスへの移行時に利用者やご家族から、サービス格差について問い合わせが時折ある。障がい者計画と高齢者計画の双方で対応が必要ではないか。 など	→	地域包括ケアネットワークの拡充
精神障がいの方は精神症状の増悪、身体障がいの方は病状の急変などの、緊急時の対応についての不安から、地域生活の実現が難しくなっている。地域での支援や協力体制が課題。 居住体験・宿泊体験の場が無い。安心して失敗・経験・体験が出来ることで、自立に向けての自己の課題を振り返ることが出来る場が欲しい。 アフターコロナでは、フレイルが懸念されるケースが増えるのではと気がかりです。いろんな意味で予防対策に力を入れてほしいと思います。 など	→	地域での生活に向けた支援
地域で安心して生活ができるように、定着して生活ができるように、地域住民への理解や見守り体制なども整えていく（地域との連携強化）	→	地域での支えあいの仕組みづくり
現在、コロナウィルス感染拡大の防止をするためにいろいろな対策が立てられていますが、グループホームやシェアハウス等で、感染者が出た場合の介護体制について利用者等から相談が多く寄せられています。できれば、行政としても「できる支援」や「介護体制の提案」など協力してほしいと思います。	→	地域・家庭での感染症対策
災害、防災等緊急時に配慮が必要な障がい者の方々に対する避難希望者名簿の確認、巡回を行い顔の見える支援等も必要ではないか？交流することで、いざ避難の時に行動が、スムーズに行えるのでは？	→	要支援者行動支援計画の検証と見直し

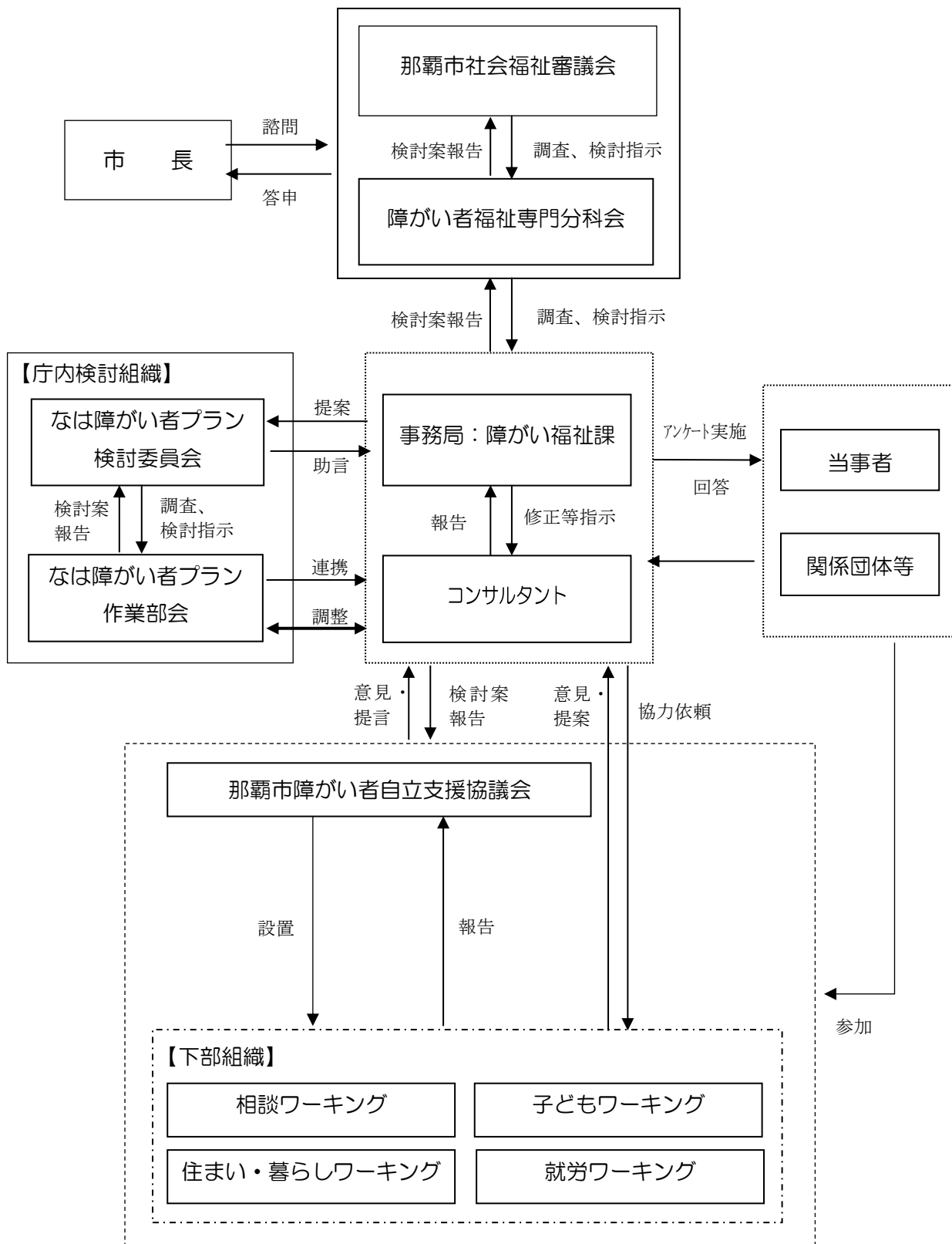
6 策定の経緯

会議等	開催日	議題等
第1回那覇市社会福祉審議会	令和2年 6月1日（書面）	- 委員の専門分科会所属の指名について - 諮問事項について
第1回障がい者福祉専門分科会	6月30日	- 計画策定の流れ・スケジュール案について - アンケート調査について
障がい当事者・難病患者へのアンケート実施	7月28日～ 8月14日	6,400人（3障がい5,800人、難病患者600人）に対し、郵送にて配布・回収
相談ワーキングでの意見交換	7月31日	- なは障がい者プラン概要説明 - 防災や減災、感染症について - 差別の解消と権利擁護について
就労ワーキングでの意見交換	8月4日	- なは障がい者プラン概要説明 - 障がい者の就労等に関する問題 - 就労支援事業所としてできること
住まい・暮らしワーキングでの意見交換	8月7日（書面）	- なは障がい者プラン概要説明 - 障がい者の住宅に関する課題 - 業界及び関係者としてできること
子どもワーキングでの意見交換	8月11日（書面）	- なは障がい者プラン概要説明 - 当事者や家族への支援に関する課題 - 地域への支援に関する課題
障がい者団体・障害福祉サービス事業所へのヒアリング実施	9月14日～ 9月25日	市内の障がい者団体、障害福祉サービス事業所に対しWEBアンケート方式により実施
発達障がい当事者（保護者）へのヒアリング実施	9月14日～ 9月30日	発達障がいに関する相談支援実施事業所にて配布・郵送回収
第1回作業部会・第1回検討委員会	10月1日（書面）	- 計画策定の流れ・スケジュール案について - ワーキングによる抽出課題について
第1回那覇市障がい者自立支援協議会	10月15日（書面）	- 計画策定の流れ・スケジュール案について - ワーキングによる抽出課題について
第2回作業部会・第2回検討委員会	11月12日	- 基礎調査結果について - 計画の内容（はじめに、基本理念、基本視点、施策体系）について

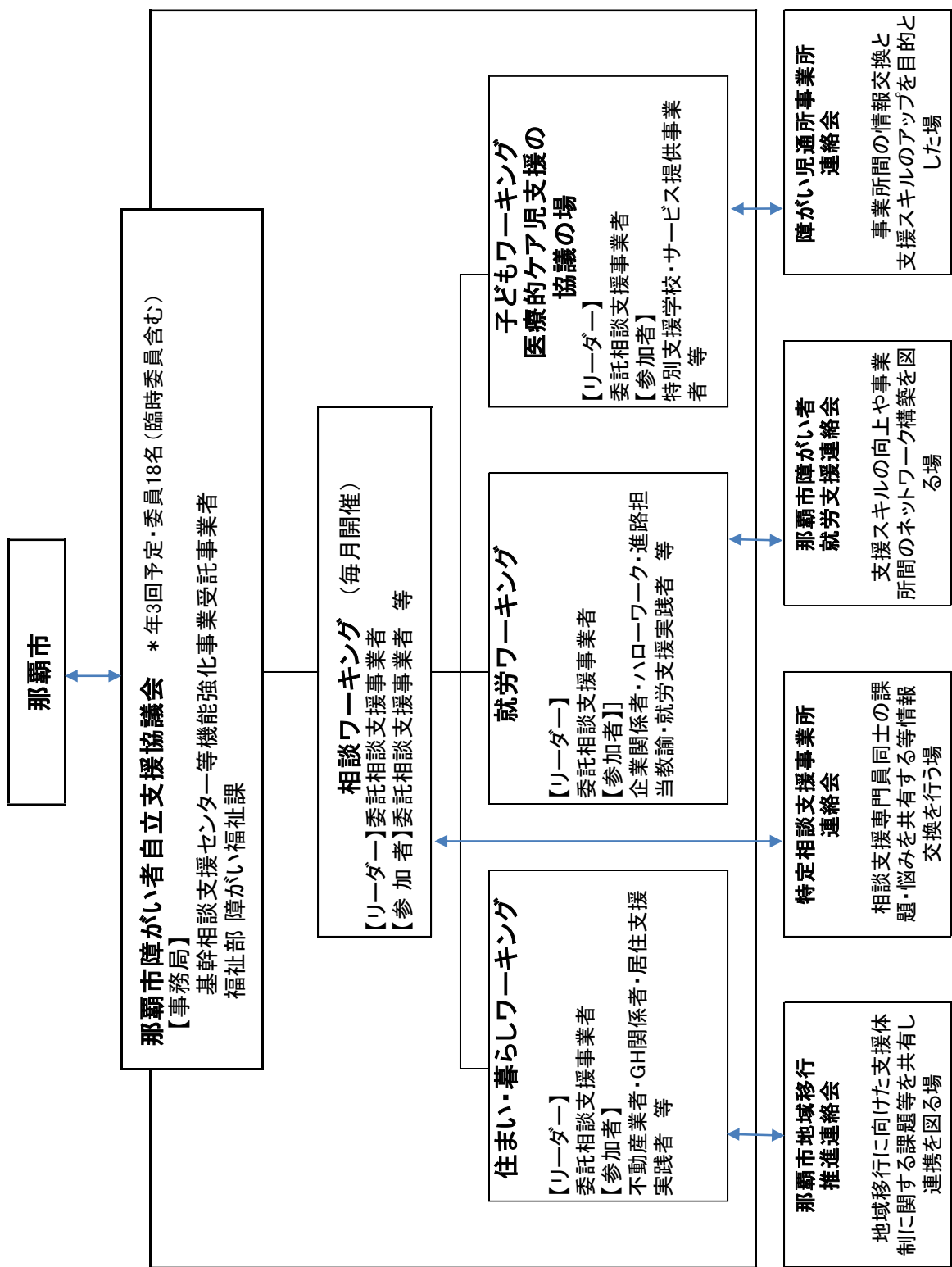
会議等	開催日	議題等
第2回那覇市障がい者自立支援協議会	11月27日	・基礎調査結果について ・計画の内容（はじめに、基本理念、基本視点、施策体系）について
第3回作業部会	12月24日	・計画の内容（具体的施策、計画の推進に向けて）について
第2回障がい者福祉専門分科会	令和3年 1月8日（書面）	・これまでの取組について ・基礎調査結果について ・計画の内容（はじめに、基本理念、基本視点、施策体系）について
第3回検討委員会	1月13日	・計画の内容（具体的施策、計画の推進に向けて）について
第3回障がい者福祉専門分科会	2月12日（書面）	・計画の内容（具体的施策、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、計画の推進に向けて）について
第3回那覇市障がい者自立支援協議会	3月3日	・計画の内容（具体的施策、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、計画の推進に向けて）について
パブリックコメントの実施	2月17日～ 3月16日	・那覇市ホームページへの掲載 ・那覇市役所本庁舎（市政情報センター、障がい福祉課）、各支所、那覇市民協働プラザへの設置
市長への答申	3月24日	・那覇市社会福祉審議会より市長への答申



(1) 体制図



那覇市障がい者自立支援協議会組織図（令和２年度）



* 自立支援協議会は、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるために障害福祉に関する課題の協議を行い、地域の障がい者等を支援する方策を総合的に推進するために設置

(2) 那覇市社会福祉審議会規則

平成25年3月29日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項に基づき設置する那覇市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の合計数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 障がい者福祉専門分科会 障がい者の福祉に関する事項

(3) 高齢者福祉介護専門分科会 高齢者の福祉・介護に関する事項

(4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、審議会の議を経て委員長が指名する。

- 3 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。
- 5 専門分科会長に事故があるとき、又は欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門分科会の会議)

第7条 第5条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

- 2 審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第8条 身体障がい者の障害程度の審査等に関する調査審議のため、障がい者福祉専門分科会に審査部会を置くほか、必要に応じて、その他の専門分科会に審査部会を置くことができる。

- 2 第6条第2項から第5項までの規定は、審査部会について準用する。この場合において同条中「専門分科会」とあるのは「審査部会」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

(審査部会の会議)

第9条 第5条の規定は、審査部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「審査部会」と、「委員長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

- 2 審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第10条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総括的事務については福祉部福祉政策課において、その他の事務については福祉部各担当課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 那覇市保健福祉医療審議会規則(平成12年那覇市規則第15号)は、廃止する。

(3) 那覇市社会福祉審議会委員名簿

No.	所属専門分科会	氏名	構成団体名等
1	民生委員審査 地域福祉	眞榮城 嘉政	那覇市民生委員児童委員連合会
2	民生委員審査 地域福祉 高齢者福祉介護	前原 信達	那覇市自治会長会連合会
3	民生委員審査	新本 博司	那覇市社会福祉協議会
4	民生委員審査 地域福祉	平敷 兼栄	那覇市立小学校校長会
5	民生委員審査	島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科
6	障がい者福祉 高齢者福祉介護	竹藤 登	沖縄県社会福祉士会
7	障がい者福祉	富樫 八郎	沖縄大学
8	障がい者福祉	高嶺 豊	那覇市身体障害者福祉協会
9	障がい者福祉	知念 道之	那覇市手をつなぐ育成会
10	障がい者福祉	棚原 信子	社会福祉法人からし種の会
11	高齢者福祉介護	大湾 明美	沖縄県立看護大学
12	高齢者福祉介護	福井 彰雄	沖縄県介護福祉士会
13	高齢者福祉介護	島 勝司	通所介護ネットワークなは
14	高齢者福祉介護	定木 麻佐美	那覇市グループホーム連絡会
15	高齢者福祉介護	當眞 嗣樹	沖縄県介護支援専門員協会 那覇支部
16	高齢者福祉介護	名渡山 千枝子	認知症介護を支えるかけはしの会
17	高齢者福祉介護	堀川 美智子	介護と福祉の調査機関おきなわ
18	高齢者福祉介護	仲本 しのぶ	市民介護相談員なは
19	高齢者福祉介護	喜納 美津男	那覇市医師会
20	地域福祉	上地 武昭	沖縄大学
21	地域福祉	玉木 千賀子	沖縄大学人文学部福祉文化学科
22	地域福祉	銘苅 春雄	那覇市協働によるまちづくり協議会
23	地域福祉	宮城 哲哉	那覇市社会福祉協議会

(4) 那覇市社会福祉審議会 専門分科会委員名簿

No.	氏名	構成団体名等	備考
1	竹藤 登	沖縄県社会福祉士会	障がい者福祉専門分科会 会長
2	富樫 八郎	沖縄大学	那覇市社会福祉審議会 委員長
3	高嶺 豊	那覇市身体障害者福祉協会	
4	知念 道之	那覇市手をつなぐ育成会	
5	棚原 信子	社会福祉法人からし種の会	

(5) なは障がい者プラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）第11条第3項に規定する、本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画「那覇市障がい者基本計画」を策定すること並びに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画「那覇市障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する、障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保、これらの円滑な実施に関する計画「那覇市障がい児福祉計画」を定めるため、策定に関して必要な事項を検討するなは障がい者プラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 那覇市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会から求められた事項について調査及び検討、その結果の報告
- (2) 作業部会における協議のとりまとめ
- (3) その他検討委員会に係る事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長に福祉部副部長、副委員長に障がい福祉課長、委員は別表1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(部会)

第6条 検討委員会の効率的運営を図るため、検討委員会の下に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、検討委員会から指示された事項について調査及び検討し、その結果を検討委員会に報告する。
- 3 部会は、障がい福祉課の課長及び別表1の委員が指名した職員で別表2のとおりとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係部課の職員に検討委

員会若しくは部会への出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会及び部会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年8月15日から施行する。

付 則（令和2年8月12日福祉部長決裁）

この要綱は、令和2年8月12日から施行する。

（6）なは障がい者プラン検討委員会名簿

No.	役職	所属	職 名	氏名
1	委員長	福祉部	副部長	新垣 浩
2	副委員長	障がい福祉課	課長	松元 通彦
3	委員	障がい福祉課	副参事	當間 千明
4	委員	ちゃーがんじゅう課	課長	佐久川 正守
5	委員	企画調整課	課長	上原 曜一
6	委員	保護管理課	課長	新垣 美智子
7	委員	こども政策課	課長	下地 広樹
8	委員	こどもみらい課	課長	宮城 安伸
9	委員	子育て応援課	課長	具志堅 政人
10	委員	こども教育保育課	課長	桃原 兼光
11	委員	健康増進課	課長	上原 りか
12	委員	地域保健課	課長	仲宗根 輝子
13	委員	商工農水課	課長	町田 務
14	委員	市民生活安全課	課長	座安 まり子
15	委員	都市計画課	課長	島袋 正吾
16	委員	まちなみ整備課	課長	浦崎 宮人
17	委員	学校教育課	課長	佐久田 悟
18	外部委員	地域福祉課(那覇市社会福祉協議会)	課長	真栄城 孝

(7) なは障がい者プラン作業部会名簿

No.	役職	所属	職 名	氏名
1	部会長	障がい福祉課	課長	松元 通彦
2	副部会長	障がい福祉課	主幹	與座 美奈子
3	部会員	福祉政策課	副参事	仲本 知美
4	部会員	ちゃーがんじゅう課	主幹	根間 秀幸
5	部会員	企画調整課	主幹	牧野 成人
6	部会員	保護管理課	主査	川田 美弥子
7	部会員	こども政策課	主幹	比嘉 昭夫
8	部会員	こどもみらい課	主幹	金城 君枝
9	部会員	子育て応援課	主査	高嶺 稚子
10	部会員	こども教育保育課	教育保育 指導主査	平中 尚子
11	部会員	健康増進課	主査	宮城 京子
12	部会員	地域保健課	副参事	金城 真理枝
13	部会員	商工農水課	主幹	新川 智博
14	部会員	市民生活安全課	主幹	東 政範
15	部会員	都市計画課	主査	小西 啓仁
16	部会員	まちなみ整備課	主幹	中村 竜大
17	部会員	学校教育課	指導主事	神谷 貴子
18	部会員	障がい福祉課	主幹	牧野 香
19	部会員	障がい福祉課	主幹	屋富祖 幸枝
20	部会員	障がい福祉課	主幹	棚原 憲一郎
21	部会員	障がい福祉課	主査	山城 悠子
22	部会員	障がい福祉課	主査	山川 卓子
23	外部部会員	在宅福祉課（那覇市社会福祉協議会）	課長	高野 大秋

(8) 那覇市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成26年8月12日 福祉部長決裁

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。)第89条の3第1項の規定に基づき、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができることを、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障がい者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、那覇市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者相談支援事業者等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業に従事する者の能力開発に関すること。
- (4) 障がい者の就労等社会生活の支援に関すること。
- (5) 南部圏域障害者自立支援連絡会議及び沖縄県障害者自立支援協議会に対し地域における課題等についての提案に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別を解消するための取組等に関すること
- (7) その他地域の障害福祉の増進に関する必要事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に関する相談支援事業に従事する者
- (2) 障害福祉サービス事業に従事する者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育及び雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障がい者関係団体に所属する者
- (7) 障がい当事者及びその家族
- (8) 学識経験者
- (9) その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事項を審議する必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の担任する特定の事項に関する審議が終了するまでの

間とする。

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の合計数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第8条 協議会の下に、ワーキングチーム（以下「ワーキング」という。）を置くことができる。

2 ワーキングは、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 困難事例等の検討・調整に関すること。

(2) 地域の関係機関によるネットワークづくりに係る協議に関すること。

(3) 地域の社会資源の開発・改善等に係る協議に関すること。

(4) 権利擁護等に係る協議に関すること。

(5) その他障害福祉計画の具体化に向けた協議等に関すること。

3 ワーキングは会長の指名する者をもって構成する。

4 ワーキングにリーダーを置き、当該ワーキングに属する者の互選によってこれを定める。

5 ワーキングは、リーダーが召集し、その議長となる。

6 リーダーは、ワーキングの事務を掌理し、ワーキングの調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。

7 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、ワーキングに出席することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年8月12日から施行する。
- 2 那覇市地域自立支援協議会設置要綱（平成19年5月21日部長決裁）は廃止する。

付 則（平成28年4月1日福祉部長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年7月20日福祉部長決裁）

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

（９）那覇市障がい者自立支援協議会委員名簿

	所属団体名等	名前	立場
会長	沖縄県障害者等相談支援体制整備事業 南部圏域アドバイザー	溝口 哲哉	南部圏域アドバイザー
副会長	沖縄国際大学 総合文化学部 人間福祉学科	知名 孝	学識経験者
3	那覇市身体障害者福祉協会	横田 清	当事者（肢体障がい）
4	沖縄県視覚障害者福祉協会	福里 和広	当事者（視覚障がい）
5	沖縄県聴覚障害者協会	田中 雄喜	当事者（聴覚障がい）
6	公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会	増山 幸司	障がい者関係団体
7	一般社団法人 沖縄県精神保健福祉士協会	久保田 誠	相談支援事業 障害福祉サービス事業 障がい者関係団体
8	沖縄自閉症児者親の会 まいわーど	島袋 香	障がい当事者家族
9	沖縄県立大平特別支援学校（PTA）	吉門 美香	教育関係障がい当事者家族
10	沖縄県中小企業家同友会	新城 桂子	企業関係者
11	南部地区障がい者就業・生活支援セン ター かるにあ	比嘉 里美	雇用関係機関
12	那覇市民生委員児童委員連合会	伊川 智子	その他（地域）
13	沖縄県介護支援専門員協会 那覇支部	岳原 宣也	その他（高齢者福祉）
14	地方独立行政法人 那覇市立病院 総合相談センター	仲宗根 恵美	医療関係者
15	那覇市保健所	豊川 貴生	医療関係者

【臨時委員】 任期：「なは障がい者プラン」に関する審議終了まで

	所属団体名等	名前	立場
16	那覇市身体障害者福祉協会	宮城 愛子	当事者（内部障がい）
17	認定NPO法人 アンビシャス	照喜名 通	当事者（難病）
18		宮里 芳哉	当事者（精神障がい）

(10) なは障がい者プラン策定ワーキング開催要項

令和2年7月30日福祉部長決裁

(目的)

第1条 なは障がい者プラン（「第5次那覇市障がい者計画」並びに「第6期那覇市障がい福祉計画及び第2期那覇市障がい児福祉計画」）（以下「プラン」という。）の策定にあたり、那覇市障がい者自立支援協議会設置要綱第8条の規定により設置された各ワーキングにおいて検討事項を協議し、那覇市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に報告することを目的とする。

(構成等)

第2条 各ワーキングは、プラン策定に特化した当該各号に掲げる事項を検討及び協議する。

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 相談ワーキング | 障がい者の相談全般に関する事項 |
| (2) 住まい・暮らしワーキング | 障がい者の住まい・暮らしに関する事項 |
| (3) 就労ワーキング | 障がい者の就労に関する事項 |
| (4) 子どもワーキング | 障がい児に関する事項 |

2 ワーキングのメンバーは、別表1及び別表2のとおりとする。

3 リーダーは、検討及び協議の結果を協議会に報告する。

4 各ワーキングは、検討事項協議のため必要があるときは、臨時にワーキングメンバーを置くことができる。

(任期)

第3条 臨時ワーキングメンバーの任期は、プラン策定が終了するまでとする。

(会議)

第4条 ワーキングは、リーダーが必要に応じて招集し、その議長となる。

(報償費)

第5条 ワーキングへの参加にあたっては、別表3のとおり報償費を支払う。

(その他)

第6条 ワーキングの庶務は、那覇市障がい福祉課が行う。

付 則

現在のなは障がい者プラン策定ワーキング開催要綱は廃止する。

この要綱は令和2年7月30日から施行する。

別表1 (第2条関係)

相談ワーキング	
横田 清	那覇市身体障害者福祉協会
久保田 誠	沖縄県精神保健福祉士協会
来間 正人	就労継続支援B型事業所みみの木
溝口 哲哉	沖縄県 南部圏域アドバイザー
就労ワーキング	
比嘉 里美	南部地区 障がい者就業・生活支援センターかるにあ
宮城 光秀	有限会社 大宮工機
中原 弘道	障害者就労支援センターさわやか
溝口 哲哉	沖縄県 南部圏域アドバイザー
住まい・暮らしワーキング	
伊川 智子	那覇市民生委員・児童委員連合会
岳原 宣也	沖縄県介護支援専門員協会
迎里 崇雅	ヘルパーステーションコミット
溝口 哲哉	沖縄県 南部圏域アドバイザー
子どもワーキング	
溝口 哲哉	沖縄県 南部圏域アドバイザー
松田 敦子	真和志小学校
田本 あゆみ	ふたば訪問看護ステーション
當眞 知子	障害児通所支援事業ふらわーず

別表 2（第 2 条関係）

障がい者相談支援事業受託事業所	
島袋 孝	地域生活支援センター Enjoy
溝口 真理	地域生活支援センター Enjoy
吉元 めぐみ	相談支援事業所 ひかり
伊波 つたえ	相談支援事業所 ひかり
小浜 ゆかり	さぼーとせんたーi
山口 幸乃	さぼーとせんたーi
知花 とも子	障がい者相談支援センター すこやか
安里 旬江	障がい者相談支援センター すこやか
濱川 直子	那覇市精神障がい者地域生活支援センターなんくる
金城 多美子	那覇市精神障がい者地域生活支援センターなんくる
橋本 孝幸	那覇市精神障がい者地域生活支援センターなんくる
基幹相談支援センター等機能強化事業受託事業所	
松田 建一	地域生活支援センター Enjoy
島袋 義之	相談支援事業所 ひかり
長浜 美徳	相談支援事業所 ひかり
新垣 恵乃	さぼーとせんたーi

別表 3（第 5 条関係）

別表 1 ワーキングメンバー	会議 1 回参加につき 3 千円（令和 2 年度予算執行方針運用細則） ただし、本市職員を除く
別表 2 ワーキングメンバー	支給なし

8 用語解説

用 語	説 明
あ	
医療的ケア	病気や障がいで低下した体の機能を、医療機器を使って補助すること（痰の吸引など）。医療行為の一部とされるが、医師が行う専門的な治療行為とは違う日常的な介助行為のため、医師や看護師以外の資格を持たない保護者や本人が行うことが許されている。さらに、2012年4月から介護保険法が改正され、一部の医療的ケア（特定行為）に限って、一定の研修を受け認定された介護士や特別支援学校の教員等が、医療的ケアを行うことができるようになった。
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が、精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。 障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域社会において初等中等教育の機会が与えられること、個々の状態に応じた「合理的配慮」が適用されること等が必要とされている。
インフォーマルサービス	自治体や専門機関など、制度に基づき提供されるサービスや支援ではなく、家族、近隣、友人、ボランティアなどによる、制度に基づかない支援。
NPO (エヌピーオー)	Non Profit Organization の略。 非営利組織と訳される。営利を目的としないで社会的な使命を達成することを目的に活動を行う民間組織。
沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる、共生社会の実現を目指して定められた条例。
沖縄県福祉のまちづくり条例	高齢者や障がい者を含むすべての県民が安心して生活し、自分の意志で自由に行動し社会参加することができる地域社会の実現を目指して、福祉のまちづくりに対する、事業者や県民への理解・協力、不特定多数の者が利用する建物の出入口、廊下、階段等についての整備基準やその基準への適合について定められている。

用 語	説 明
か	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援体制強化の取組、地域移行・地域定着促進の取組等を行う。
グループホーム	日常生活上の援助が必要な障がいのある人が、世話人の支援を受けながら共同生活する住居のこと。
ケアマネジメント	障がいのある人の多様なニーズを把握し、さまざまなサービス提供機関と調整を行いながら支援計画を作成し、適切なサービスを提供すること。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ができる人。
権利擁護	自らの意思を表示することが困難な人に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行ったり、他者による権利侵害から守ること。
さ	
児童発達支援センター	障害児通所支援事業所であるとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、他施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核となる療育支援施設。
障害者基本法	障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本原則を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的、かつ計画的に推進することを目的とする法律。
障害者虐待防止法	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援のための措置、養護者に対する支援を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。 正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
障害者の権利に関する条約	障がい者の人権保護、及び基本的自由の完全かつ平等な享有と、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定している。
障害者差別解消法	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。 正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

用 語	説 明
障害者週間	毎年 12 月 3 日から 9 日までの 1 週間で、広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを目的とした重点週間。
障害者総合支援法	障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の障がい者への支援を定め、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。 平成 25 年 4 月に障害者自立支援法から改正された。 正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
障がい者自立支援協議会	障がい者等への支援体制整備を図るため、関係機関、関係団体、障がい者及びその家族の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成され、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場。
情報アクセシビリティ	アクセシビリティ（Accessibility）とは英語で利用しやすさを意味し、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
ジョブサポーター	障がい者やその家族、事業主からの要請に応じて、支援者（ジョブサポーター）を派遣し、仕事や職場の人間関係に適応できるようにサポートする制度。
人材データバンク	ボランティア活動をしたいと考えている個人や団体（ボランティア人材）と、市民ボランティアの活動を必要とする団体とを結びつける「マッチング」のための仕組み。
身体障害者手帳	身体に障がいのある人が、「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると判断された場合に交付される手帳。
スクリーニング	集団に対し共通検査を実施し、調査対象疾患の罹患を疑われる対象者、あるいは発症が予測される対象者を集団の中から選別すること。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健福祉法に定める精神の疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある人を対象に交付される手帳。

用 語	説 明
成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などにより物事を判断する能力が十分でない人について、財産の管理や契約の締結など判断の難しい法律行為を後見人が行うことによって、本人を保護、支援する制度。
ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）	Social Networking Service の略語で、登録された利用者同士が交流できるインターネットを利用した会員制サービスのこと。
た	
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えつながり、住民一人ひとりの生きがいや、安心して暮らせる地域が、地域ぐるみで実現されている社会。
地域包括ケアシステム	医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域で、日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的かつ一体的に提供される仕組みのこと。
特別支援学級	障がいのある児童や生徒に、学習や生活上の課題を踏まえた適切な教育を行うために、小中学校に設置する学級。
特別支援教育	障がいのある児童・生徒の、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する、という視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。
特別支援教育コーディネーター	幼稚園・小中学校・高等学校、又は特別支援学校において、障がいのある幼児、児童・生徒の発達や障がい全般に関する問題について、調整を行う担当者のこと。主な役割は、保護者や校内教員の相談窓口、校内外の関係者や地域の関係機関との連携促進。
特別支援教育補助員	障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助などを行い、安全面・生活面での支援をする人。
な	
ノーマライゼーション	高齢者であることや障がいの有無にかかわらず、すべての人が同じように暮らせる社会こそがノーマル（正常）であるとし、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方。
那覇市福祉のまちづくり条例	すべての市民が、生きがいをもって共に生きる福祉のまちづくりに取り組むことを定めた条例。建築物等の「整備基準」や事前協議等の手続きは、沖縄県福祉のまちづくり条例の適用を受ける。

用 語	説 明
は	
パーキングパーミット制度	障がいがあり、かつ歩行困難な人に「身障者用駐車場利用認定証」を交付し、車に表示してもらうことで、身障者用駐車場の利用が、誰の目からも適正であることを明らかにしながら、他の駐車場利用者のマナーやモラルの向上に繋げていくことを目的とする制度。
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして、政令で定めるもの。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人の歩行、建物等への出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的、情報等、障がいのある人を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。
ピアサポート／ピアサポーター	「ピアサポート」の「ピア」とは「仲間」という意味で、同じ悩みや症状などの問題を抱えている当事者同士が、互いの経験・体験を基に語りあい、問題の解決（回復）に向けて相互に支え合うことを言い、その活動をする人をピアサポーターという。
P D C Aサイクル	さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法。計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。
避難行動要支援者	災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者など。
福祉避難所	要配慮者（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のための避難所のことであり、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて、安心して生活ができる体制が整備された施設。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもを育てる経験をし、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指し、同じ悩みを抱える保護者などに対して、グループ相談や子どもの特性に応じた対処などの情報提供等を行う。
ヘルプマーク	内部障がいや疾患などがあることが外見からはわからない人が、支援や配慮を必要としていることを周りに知らせることで、援助を得やすくなるマーク。

用 語	説 明
ま	
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人達で、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う。
や	
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにつくられた、施設・製品・情報のデザインのこと。
ら	
療育手帳	知的な障がいのある人で、障がいが発達期（概ね 18 歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため何らかの援助を必要とする状態と判断された場合に交付される手帳。

なは障がい者プラン

第5次那覇市障がい者計画
第6期那覇市障がい福祉計画
第2期那覇市障がい児福祉計画

発行・編集 令和3年3月
那覇市 福祉部 障がい福祉課
〒900-8585
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
TEL 098-862-3275

